

第百四十二回国会 衆議院 大蔵委員会 議 録 第十七号

平成十年三月二十日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 村上誠一郎君

理事 井奥 貞雄君
理事 坂井 隆憲君
理事 池田 元久君
理事 石井 啓一君
理事 今村 雅弘君
理事 遠藤 利明君
理事 大野 松茂君
理事 河井 克行君
理事 下地 幹郎君
理事 砂田 圭佑君
理事 根本 匠君
理事 村井 仁君
理事 吉田六左門君
理事 渡辺 博道君
理事 上田 清司君
理事 近藤 昭一君
理事 中川 正春君
理事 藤田 幸久君
理事 漆原 良夫君
理事 中野 清君
理事 小池百合子君
理事 西田 猛君
理事 佐々木憲昭君
理事 濱田 健一君

委員外の出席者

大蔵大臣官房総務審議官 溝口善兵衛君
大蔵省主税局長 尾原 榮夫君
大蔵省証券局長 長野 彪士君
大蔵省銀行局長 山口 公生君
郵政省簡易保険局資金運用課長 蝶野 光君
参 考 人 (株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長) 中坊 公平君
参 考 人 (日本銀行理事) 本間 忠世君
参 考 人 (日本銀行理事) 鴨志田孝之君
大蔵委員会専門員 藤井 保憲君

委員の異動

三月二十日

補欠選任

同日 辞任
今村 雅弘君
杉浦 正健君
中野 正志君
宮路 和明君
末松 義規君
赤松 正雄君
並木 正芳君
鈴木 淑夫君
鈴木 淑夫君
同日 辞任
遠藤 利明君
大野 松茂君
下地 幹郎君
山口 泰明君
近藤 昭一君
補欠選任
宮路 和明君
杉浦 正健君
今村 雅弘君
中野 正志君
末松 義規君

出席政府委員

大蔵政務次官 中村正三郎君
大蔵大臣官房長 武藤 敏郎君
大蔵大臣官房金 融検査部長 原口 恒和君

出席国務大臣
大蔵 大臣 松永 光君

第一類第五号

大蔵委員会議録第十七号 平成十年三月二十日

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出第六号)
法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

○村上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。大蔵大臣松永光君。

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

○松永国務大臣 ただいま議題となりました特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。政府は、債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門

門会社の貸付債権その他の財産の処理をさらに促進する必要があることにかんがみ、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、国庫納付または国庫補助の基準となる債権処理会社による譲り受け債権等の回収等に伴う利益または損失について、各事業年度ごとの回収益と二次損失の二分の一を相殺した上で、国庫納付または国庫補助を行うこととしております。

次に、預金保険機構の罰則つき財産調査権の対象として、現行の債務者に係る財産に加え、債権の担保として第三者から提供されている不動産を追加することとしております。

さらに、債権処理会社の債権の取り立てを、預金保険法に規定する協定銀行に委託することができることとしております。

以上が、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○村上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として株式会社住宅金融債権管理機構代表取締役社長中坊公平君、日本銀行理事本間忠世君及び日本銀行理事鴨志田孝之君の出席を求め、意見を聴取いたします。と存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○村上委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。渡辺喜美君。

○渡辺喜美委員 自民党の渡辺喜美でございます。

大臣におかれましては、連日連夜の委員会御出席、まことに御苦勞さまでございます。きょうは大蔵には一切御質問いたしませんので、ゆつくりとお休みをいただきたいと思ひます。

まず、住管機構の中坊社長さん、御足勞ありがとうございます。本論に入る前に一言申し上げておきたいことがございます。

本日、日銀の新しい総裁が決まる御予定でございまして。新しい総裁は速水優さん、人格、識見ともに大変すぐれた立派な方であると私は存じております。また、昨今のような非常に円安の誘惑が働くような経済状況のもとにおいて、必ずしも円安が国益にかなうものとは言えないというお立場の総裁が御就任をされることは、非常に結構なことだと思っております。

しかし、昨年の日銀法の改正、このときの御議論をぜひひとつ思い出していただきたいのでございます。

御案内のように、日本銀行は株式会社でありますけれども、株主総会というのがないんですね。我々国会は年がら年じゅう株主総会をやっているようなものでございます。我々は日銀をいじめる利益をせしめようなんという総会屋では全くありませんけれども、新しい日銀法のもとにおいても国会に対する説明責任、アカウンタビリティーを果たしていく、そういうことが大きな柱の一つになつていくわけでございます。大蔵省から独立をして、糸の切れたたこのように飛んで歩かれたんではかなわない話であつて、これは、国会へ来て、金融政策についてきちつと説明をしてもらわなければ困りますよということでございます。

したがって、新日銀法では、日銀の総裁、副総裁並びに政策委員、これについての国会同意というものを必須条件にした法改正を行ったわけでございます。我々自民党の一期生が、新日銀法の中で経過規定がございまして、例えば、今の総裁が新日銀法が施行される四月一日以前におやめになったような場合はどうなるんでしょうか、そういう問題を提起したのでございます。我々は、新日銀法が四月一日から施行されるということであるならば、要するに、それ以前に総裁がかわつてしまつたという場合には改めて国会の同意を必要とすべきではないか、そういう提案も行ったわけでございます。残念ながら、我々の主張は通りませんでした。

今回、私もが危惧をした人事がまさに行われようとしてゐる。この点については我々は非常に残念でございます。ぜひ、大臣におかれまして、総理にそういう意見があつたよということをお伝えいただきたいのでございます。

ゆつくり休んでくださいと言ひながら休むことのできないような話で、まことに申しわけございません。

我々は、今この金融システムの状況がある意味では非常に落ちついてきてゐるということを確認するものでございます。総理はさきのかおととい、日本発の金融恐慌は回避することができた、こういうことをおっしゃられたようでございます。が、私は、当面、目先の金融システムの不安というものは解消されつつある、例えばジャパン・プレミアムの三洋証券が倒産する以前の状況に戻つておる、あるいは銀行間のスプレッドがゼロになつてきた、そういうようなことから金融の危機的な状況は一応回避されつつあると認識をしております。

しかしながら、基本的な状況は依然として変わつていないということを考えておかなければなりません。と申しますのは、平成のお地、株大暴落に始まつた不良債権、これは相変わらず残つてゐるわけですね。そして、いわゆる資産デフレの状況というものは変わつていない。最近では、地価

が下落する傾向が続いてゐるばかりでなく、円安にもかかわらず卸売物価が前年対比でマイナス六％も落つてしまつたというところでもない状況が起つております。また、家計の消費が六八ポイント台まで落ちてきたというデフレスパイラルの入り口に差ししかつてゐる状況でありますから、再び株価が下落をするようなことになりまして、再び金融システム不安が起つてきかねない、そういう認識を我々は持つておくべきだということに考えるのでございます。依然として危機的状況と裏腹に我々は生きてゐるということでございます。

そうした中で、不良債権の処理の大きな側面でありまして回収、この業務を地に地道にやつておられるこの住管機構が、今回新たな法改正によつてさらに国民の負担を少なくしよう、そういうインセンティブを職員の皆さんにも持つてもらおう、そういう法改正がなされることは、我々としては全面的に大賛成でございます。一刻も早くこの法案を国会で通過をさせたいというふうに考えるものでございます。

住管機構は平成八年の七月に設立をされました。一千百名の職員がいらっしゃいます。設立されて大体一年間、昨年の九月末までに六千二百二十億円の回収をされたということは、実に見事な、立派なことであると思ひます。我々一期生が国会議員になる前の話でございますが、六千八百億円の財政資金を投じて、住専に対する貸し手にも債権放棄というような形で泣いてもらつた金額が五兆四千億円でございまして、これは、いわゆる一次ロスとして処理をされたわけでありまして、そして、この資産は、いわばただで住管機構が引き取つた無価値の財産であるということでございます。

た中坊社長さんは、当時、とらの子の財産を豊田商事にだまし取られた、そういう方々のために回収不能と思はれたようなところから必死の回収の御努力をされた御経験があるとお聞きをいたしております。こうした経験を生かされて、いわばご

みの山から金の卵を見つけ出そうという御努力をされておられることは、大変に敬意を表するものでございます。

この一次ロスからの回収額というのは国庫納付金になるわけでありまして、二次ロスへの国庫助成金、これが国民の二次負担になるわけでございます。この両者を相殺を可能とするというのがこの法案の大きな柱の一つでございますが、この国民の二次負担をできるだけ軽くしようということ職員の方々の士氣高揚に努めておられるわけでございますので、我々は全面的にこの法案に賛成をいたします。

そこで、いろいろな回収の御努力をされておられます中で、民事、刑事の責任追及を厳格にやつておられるということは国民にとつても大変わかりやすい話であります。ぜひともこの姿勢を今後とも続けていただきたいと思ひます。例えば民事上におきましては、暴力団などが不法占拠しておるところを排除する保全処分などをもう既に二十一件行つておられる。また、刑事告発においても、住管機構の告発を受けて警察当局が強制捜査をした事例が二十四件あると聞いております。

そこで、例えば暴力団が不良債権担保土地の上で、競売を免れようとか強制執行を免れようとかいうことで、例えば掘つ立て小屋なんかを建てたりすることがあるのですね。これについては、何年か前に刑法の改正が行われて、強制執行妨害罪あるいは競売等妨害罪という規定が新設をされてゐるのでありますけれども、この法定刑を見ますと、「二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」というところでございます。

昨年、我々は、相次ぐ金融スキャンダルの中で、自民党の中に金融不正問題プロジェクトチームというものをつくりまして、商法並びに証券取引法の罰則強化を主体とする法改正をやつたわけでございますが、刑法のこの二つの条文の改正は積み残しになつておるわけでございます。この点において中坊社長さんの御意見がございしますれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思ひます。

○中坊参考人 中坊でございます。

参考人としてお答えする前に、一言お礼を申し上げたいと思います。

大変国会の忙しい日程の中で特にこの法案を早く審議していただきまして、本当にありがとうございます。心からお礼を申し上げます。

さて、今渡辺先生からお尋ねいただきましたように、私自身も、強制執行不正免脱あるいは財産隠匿罪、この法定刑の最高刑が二年以下になっているという点については矛盾を感じております。と申しますのも、例えば私たちが殴られた、そして血が出たとなると、これは傷害罪であります。すると、それで法定刑の最高刑は十年以下の懲役になります。そういった点で、例えば末野興産のように一千三百億以上の財産を隠しても二年以下であります。ほかつと殴られて血が出たら十年、五倍も違うというのはいささか問題ではなからうか。事実、警察の中におきましても、やはり大きい犯罪の方が警察としてもやりがいがあるわけでありまして、そういう意味ではいささか均衡を失っておるのではないかと。できればこれらの罪の法定刑に關しまして再考慮していただければ大変結構かと私自身は考えております。

○渡辺(憲)委員 実は、この問題は、私、昨年法務委員会でも取り上げたことがございます。引き続き、立法院にある我々の大きな問題点の一つとして取り上げてまいりたいと考えております。

この不良債権の処理という点を考えてみますと、一つには帳簿上の償却ということがございます。しかし、これだけではこの処理というものは終わらないわけでありまして、最終的に土地を処分したり、あるいは証券化をしたりして回収をするということが必要になってまいります。

今、我々今国会でいろいろな法案を用意しているわけでございますが、民間の中にあつては、この不良債権を大量に買い取る人たちがあらわれてまいりました。いわゆるハゲタカファンドなどと言われるのでございますが、いわば半値、八掛け、

五割引きのそのまた五割引きというような値段で

この不良債権を一括して買い取る商売が出てきております。これは日本人よりは、どちらかというと外国人の方が得意な分野のようでございますけれども、例えば百億円の担保がついておるというものも十億円ぐらいで買い取つてしまつておるわけですね。そういった点で、キャッシュフローのついていない不良債権であるならばいづゆる収益還元価格というものがよくわかつてくるわけですね。ですから、例えばあるビルが、債務者が借金を返せなくなつてしまつて左前になつてしまつた、そういうときに、このビルに入居している人たちは賃料を払うわけでありまして、この賃料というキャッシュフローのついた不良債権であるならば、これはいづゆる収益物件といふことになるわけでございます。ところで、収益還元価格といふものが出てくるわけでありまして、住居機構の持つております資産の中で収益物件といふのは七割ほどあるのださうでございますが、利回りはいろいろだ、ネットで大体平均すると二%ぐらいの利回りだ、こういうことをお聞きをいたしております。

ところが、不良債権担保土地の中には全く収益を生まない土地があるわけですよ。虫食いの飛び地であるとかあるいはワナギの寝床みたいな土地とかそういうものがあるわけであつて、こういうものは一体だれが買つてくれるのだろうかということなんです。

先ほども申し上げましたように、地価といふものは下落傾向にございます。収益還元価格ということがきつと割り出せるのであれば、その収益還元価格にがつんとぶつかった時点で地価の値下がりといふものはそこであるはずなんです。ですから、どうもこういう収益を生まないような土地といふのは底値が見えないという心配があるわけでありまして。

いろいろな御努力をされておられるのだと思いますが、隣地の所有者とか自治体に引き取つてもらつて、例えば防災用の空き地とか公園にするとかそういうこともお考えになつておられるようであ

ありますけれども、こういう土地はどのような御処分をお考えになつておられるのでしょうか。自治体との契約がほとんど一件もまとまつていない、こういう話も聞いておるのですが、いかがでございますでしょうか。

○中坊参考人 ただいまお尋ねいただきましたように、当社が持つております不良債権の担保物件の中には、虫食いの飛び地、その他暴力団が占拠しておる等のいろいろな瑕疵があるわけでありまして、私といたしましては大体三つぐらいの方法で考えてまいつたわけですが、まず、そのようなきずがあれば、それが譲り受け価格に反映しているかどうかの問題であります。私としては、もう一度担保を調査した上でそこに瑕疵があればその分は値引きをしていただかないといけないのではなからうか、このような観点から実態調査を約二カ月ほどで終えまして、物件の瑕疵として一千億ほどを第一次損失に追加していただいて、それだけ譲り受け価格も下がつてきたというふうになつております。

それから二つ目には、確かにおっしゃるように飛び地や虫食いになつておる、それであつたら隣の人と買つ、あるいは二人が一緒に第三者に売るといったようなこと、さらには私としては逆にお金を出しても買い取る、いわゆるこのきずのある物件を少しでもグレイドアップする、そして商品価値のある商品にしよう、これが二つ目であり

ます。さらに三つ目としたしましては、今まさにこの法案で御審議いただいておりますように、我々が四分額としてくずの中から探してきたものと、どうせ売つても大変な二次ロスが出てきますので、それとを相殺してやつていきたい、このように考えております。

確かに、これ以外にも、自治体との関係につきましては、できれば自治体として必要な場合は買い取つていただけることも一つのいいことではないかと思ひます。担保不動産連絡会議をつくりまして、百三十三件をリストアップして、関係省庁

を通じ各自自治体にその内容をお知らせしてまいりました。しかし、きょう現在当社が地方公共団体として売却ができましたのは二件だけでありまして。すなわち、船橋市の消防署用地と九州の宮崎市の市庁舎の二件だけであります。総額大体七億一千八百万円ということに相なつております。

しかし、同時にリストアップして出しましたさきの件につきましても、きょう現在いづれも話し合ひは進んでおまして、そちらの方は具体的な成果はきょう現在ゼロではありませんけれども、北海道においてあるいは大阪等におきまして公園その他の用地として今買収の話が進んでおりますので、これはまた早晩できるのではなからうかと考えております。

ただ、今お尋ねのように、自治体に売却といひましても、自治体が本当に具体的にどういふ必要性があるのかということ、我々が売る価格とが合うということが必要でありまして、私たちとしては、自治体の本当の意味の要請をもつと理解して、いわゆるはまる物件を売却していききたい、このように考えております。

○渡辺(憲)委員 住居機構は公的サービサーでありますけれども、我々自民党は杉浦正健財政部長のもとに民間サービサー創設のワーキングチームを今始動させております。ぜひとも中坊社長さん初め住居機構の皆さんにおかれましては、国民の負担を極力少なくするよう頑張つていただきたいと思います。

質問を終わります。ありがとうございました。

○村上委員長 次に、藤田幸久君。

○藤田(幸)委員 住居法案につきましてまず申し上げたいと思ひますけれども、この住居の不良債権処理をめぐつて公的資金の投入の是非について大論争になつたわけですが、その後、きょうもいらつちやつております中坊公平さんが率いる住宅金融債権管理機構が徹底した回収を進めて大きな効果を上げておるといふふうに聞いております。今回の関連法の一部改正というものは、その不良債権の回収を一層促進するものだとも私も評価をし

度三月期からはSECの基準を見ながら拡大をしてほしいということを強く要請した結果、金融界も、それをそういう方向でやりましようというところで対応しているわけでございます。したがって、今回まだ出していないところは今作業中でありまして、いずれは、五月になります。これは今までの基準でも出すし、それから新しい基準でも出すというような形になるわけでございますので、別にそれが今隠しているということではありませ

ん。
当委員会でのいろいろな御議論、私もいろいろ御答弁申し上げて、皆様方の御意見をよくお聞きし、また金融界にもそれをお伝えしています。その結果、こうやってディスクロージャーについても前に一歩一歩進んでいるということをぜひ御理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

○藤田(幸)委員 リスケ債権について、特に中坊さんから御意見をいただきたいと思ひます。

○中坊(幸)委員 私の方といたしましては、今おっしゃるような特定の銀行というんじやなしに、確かに、多くの債務者の方々にいわゆる不良債権があるのは事実であります。

しかし、その不良債権とは一体何を意味するのかということ、先ほど山口局長もおっしゃいましたように、企業会計原則からいうのか、どういう立場からいうのかというのが大変微妙ではなからうかと考えておりますし、当社といたしましては、そのような分類をすることなく、やはり一人一人の債務者に対してどのようにして回収していくかということを考えておるわけであります。このような方法で現在のところ支障は発生していない、こういうことでございます。

○藤田(幸)委員 通常管理を要すればということをお前回もそれから今回もおっしゃったわけですが、私も、確かに中小企業で健全に経営をされておられる企業については、それはそのとおりだろうと思ひますが、実際にたまたまこの銀行の場合に、不良債権としてこれだけ出しておる一つ

の理由は、たまたまこの一枚目にございますけれども、琉球銀行の子会社に対する貸し付けの表がございませう。

これは要するに、ある意味ではかなりが不動産処理のいわばパーカンパニーのようなものだろうと思ひますけれども、ぱつと見まして、非常に利益の少ない、あるいは赤字が相当出ている会社これだけ貸し付けをしておる。それで、その合計の数字なんか下のほうにも出ております。やはりこういうものは、これはいわゆる二分類の中に入るのだらうと思ひますけれども、実際には不良債権とは断定していいような内容ではないかと思ひますけれども、いかがでしょうか。

○山口政府委員 この個別事案について私がコメントすべきはございませうが、こうした個々の取引といましようか貸し出しについて、自己査定をし、また公認会計士がそれを、中には償却、引き当てをすべきものというものもあると思ひます。中には、いや、業績がよくなってきたつあるからこれは大丈夫だということもあると思ひます。一般論として言へば、それは一件一件判断されるものでございまして、今先生がおっしゃいましたように、利益が出ていない、そこに貸付残高がある、それは二分類である、だからそれはすぐ回収しない、引き当てない、こういうふうにはならないのだと思ひます。

それは、相手の中小企業もあるいは大企業もそうですけれども、一生懸命努力をしております。いろいろな景況感にも左右されます。そこで、回収可能性というのを個々に判断していくということだといふふうに考えております。

○藤田(幸)委員 ただ、個々の銀行に云々という話がありましたが、実際に日本銀行の現地の支店長とか大蔵省の出向しております財務部長が不安はないといふようなことをこの間もおっしゃっておられたわけですが、逆に言いますと、そういう不安がある場合に、それを客観的に証明するような根拠を示さないといふことの方が不安を呼ぶのではないかと思ひます。これは、実際に

銀行自身が不良債権の状況という形で大蔵省に出している書類でございませうので、逆に言いますと、これを否定するような客観的な根拠がなければ、これはやはり非常に説得力のないことになってしまふのではないのでしょうか。

一般的にといふふうに先ほどおっしゃいましたけれども、例えばここにしておるようなことについては、最近開示をされた北拓銀行なんかの例と非常に似たような、実はこれだけ公表開示額以上のものがあるといふことがいふふうになつたまま資料に出ておるわけですね。そうしますと、これから公的資金導入を含めまして金融システムの安定といふような観点から進めていく際に、非常に説得力がないのではないか、反論の根拠を明らかにしていただかないとこれはおさまらないのではないかと私は思ひますけれども、いかがでしょうか。

○山口政府委員 先生のおっしゃっていることをもし極端に推し進めますと、当局が、この銀行はマル、この銀行はバツというようにことまでやるということになつてしまふわけでございます。そういう行政ではないかと思ひます。やはりこれは、各金融機関が自己査定をして、公認会計士の方に償却すべきもの、引き当てすべきものを判断してもらつて、その結果、自己資本比率がはじかれます。財務諸表が正確に出てきます。当局も、それが正しいかどうかをチェックします。そういうことで出てきた数字を、いわゆるマーケットあるいは預金者、取引先、そういったものがごらんになつて判断されるわけでありませう。

検査に入つて明らかに異常な事態になつた場合といふのは、それは行政措置といふのがあつたでしょう。例えば、今度の早期正措置でも、自己資本比率が何%になつたらどういふ措置をとりますといふのを明示してございませう。それに当てはまつたらそういうふうな行政処分をしますけれども、一般的にある銀行を、この人はマル、この人はバツといふことを私どもがやる話ではないといふふうになつておるわけでございます。

○藤田(幸)委員 公認会計士の話を前回もきょうもされますけれども、償却に関しては公認会計士がかかわると思ひますけれども、不良債権の額の大きさについては公認会計士の問題ではないと思ひます。

それから、マル、バツは行政として言うべきではないとおっしゃいますが、実際に一緒に記者会見をしているといふことは、マルといふお墨つきを与えたといふことではないのでしょうか。

○山口政府委員 当該銀行の場合は一月だったと思ひますが、ちょうど昨年の十一月に全国的に広がつた例の風聞による取りつきの動きと同じようなことが沖縄で現出いたしました。非常にデマがかき立てられた、非常に不安感が醸成されました。そこで、銀行は急いでそれを否定したわけでありませう。

そういう金融不安に陥りそうときに、当局として、あるいは日本銀行が預金者の皆様に安心感を与えるために一生懸命できるだけのことをするということは、それはぜひ必要のことだと思ひます。そういうことをやらなければ、不安が不安を呼んで大変な事態に陥る、地域経済に取り返しのつかないことになつてしまふ。そうすると、当局も日本銀行も少なくともその時点で、きちんと把握し、見ておるその判断のもとで、預金者の皆さん、御安心くださいといふことを呼びかけているわけでございます。これは何ら行政として問題はない、むしろそういうことをやらなければならないことが不作為だと私は思ひます。

○藤田(幸)委員 昨年の九月の数字でいいますと、琉球銀行自身が不良債権と称しております額、つまり一枚目の紙の一番右側の下から五列目の数字でございませうけれども、三千六百九十八億円という数字が出ております。これは、この銀行の総資産の三〇%ぐらいになるわけですね。拓銀の場合にはたしか二五%ぐらいだったと思ひますけれども、それ以上の額といふものを、例えばこの銀行の場合に、みずからの方でいふふうな数字を出しておるわけですね。

結局私は、個々の銀行について、これをいろいろとほじくり出そうとしておるわけではございませんで、要は、いろいろな銀行の実際の経営状態がどうであるということとをきちつとディスクロージズし、それに対して、昨今も出ておりますけれども、金融検査報告書に基づいて大蔵省の方で経営改善等の適切な対応をするということが必要だろ

うと思うのです。ただ、その適切な対応をする対象が、実際の公示の不良債権は七分の一ぐらいである。それに基づいて対応していると言いつ張っているうちは適切な対応はできないのではないだろうか。そして、今、中坊さんが一生懸命やっておられますけれども、やはり実際に対応が必要なら不良債権というものの姿が見えなければ対応ができないのだろと思うのですけれども、その点についてもう一度、局長、それから今までのやりとりについて中坊さんの方からもコメントをいただければ幸いです。

○山口政府委員 全国の銀行すべてそうでございますが、大なり小なり不良債権を抱えております。絶対安全なところしか貸さないというようなポリシーをとっている銀行はないと思います。ある程度のリスクをとりながらやっていると、銀行としては避けられないものであります。

そうしたときに、現実にはどういう不良債権の処理をやっていくかということは、各銀行のポリシーであります。例えば、ある銀行は思い切った不良債権の処理を今期しようという、どういふことをするかといいますと、それは赤字決算を組みます。今までの蓄積を取り崩して埋めます。それを一期あるいは二期、だから二期連続の赤字なんというのはいくらもありません。そういうことで不良債権を早く脱却して、それで新しいイメージでの銀行に生まれ変わるといふことをやろうと必死でやっておるわけです。その結果、自己資本比率の問題があつて、またいろいろな別の問題を生じているという面もあるのですけれども、実際にどういふふうには不良債権に対応するかというの、まず企業会計の必須の問題が一つありま

す。それに加えてその銀行のポリシーの問題があります。どこまでやるのか、体力はどこまであるのか、業務純益が幾らなのか、将来の見込みがどうなのかといふことでやるわけです。だから、赤字決算を仮に組んだからといってその銀行は危ないといふのは、これは間違ひなんです。これはそういうポリシーのあらわれでございます。

そういうことを私も手とり足とり、あるいははしの上げおろしのように、あなたのところは何%、今期はどれだけ償却しない、この債権は切り捨てないなどといふことを言うべきではないと私は思います。そういう自己規制のもと、あるいは自立心のもとで各金融機関が自助努力する、そのために思い切ったリストラをやっていくということがこれから求められることだといふふうに私は思ふわけでございます。

○藤田(幸)委員 三〇%以上だということについて……
○井奥委員長代理 ちよつとお待ちください。中坊社長はいいんですか。
○藤田(幸)委員 では、中坊さんの後にもう一回伺います。

○中坊参考人 ただいま御議論いただいておりますが、そのことを当社にとつて考えるに、当社は、いわゆる旧住専七社から譲り受けておりまして、一応譲り受けは全額する約十三兆ほどの譲り受けをいたしました。その中で、債権にして四兆六千億というものを我々が譲り受けておるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、それが二分額、三分額となつておるわけでありまして、果たして、それが全部二分額なのか、三分額なのかといふことは、私たちが会社を設立するときに自動的に決まつておつたことでありまして、私たちとしてはそれを一応その価格で引き受けたわけでありまして、しかしながら、先ほど少し答弁させていたいただきましたように、その中に、やはり例えば物件に瑕疵のあるものは本当に入つていたか、あるいは信用に瑕疵のあるものが果たして入つておつたか

といふことに關しましては、それぞれ問題がありました。したがつて、その旨を申し上げてきたところであります。現在までのところ、その分につきましては、先ほど申しましたように、物件の瑕疵については調査をして一千億ほどの減額をしてもいい、信用の瑕疵については別枠管理として処理するといふような方針のもとにやらせていただいております。それなりに先ほど申し上げましたように現在のところは支障なく回収を進めておる、こういうことであります。

○藤田(幸)委員 先ほどの質問で、山口局長の方で、例えばこの銀行の場合に資産の三〇%が不良債権、これはやはり拓銀以上のものだろう、それで、こういう中でここに出ているものが必ずしも回収不能ではないといふような言い方、それからリスク管理が適当であればといふような言い方をされておられますが、先ほど申しましたように、例えばここにございますような、いわゆるペーパーカンパニーのような形で不動産処理のために自分の銀行でつくつたようなこういう片仮名で出ているような会社、これにこれだけ貸し付けをして、実際どういふ状況にあつて、必ずしも回収できないといふようなことをまたこちらの銀行の幹部は言つておりますけれども、本当に実際にこれでは回収できないんじゃないですか、どうなんですか。

○山口政府委員 私は、個別銀行のまた個別の取引についてコメントをすべき立場ではないといふふうに思います。

○藤田(幸)委員 ただ、実際に、この前も大蔵省の方で一緒に記者会見をしたり、それからいわゆるこの二分額あるいはリスク債権のものが実際に回収不能とは思わないといふふうにおつちやつておるわけですが、では、逆にこれだけの数字を覆す根拠を与えなければその説明が成立しないんじゃないですか。
○山口政府委員 あくまで自己査定をやり、それに公認会計士が企業会計原則のつとめて償却、引き当てをするといふ原則のつとめて各銀行が

ディスクロージズをし、それでマーケットが評価し、預金者が評価するといふことに尽きるわけでございます。

なお、一月初旬に当局あるいは日本銀行がおつちやいましたけれども、あのときは、いわゆる風説が大変に激しく、しかもいつおれるといふような極めて悪質な宣伝が行われたといふ事態があつたからであります。預金者の方々は非常に不安を覚えられたといふことで、これは大変だといふことで、現地の判断で預金者の方々に安心をさせていただくといふことを目的に対応をした。それはちょうどこちらでも、本州でも昨年の十一月に現実に起きました。そのとき対応し、またそれでおさまるかどうかの不安がありましたので、大臣と日本銀行総裁の共同で声明を発表していただきました。それでござつたといふことでござ

います。私も、仕事の一歩大切なことは、そういう不安が不安を呼び起こすことをしないといふこととでございます。その点をぜひ御理解いただきたいと思ひます。
○井奥委員長代理 藤田君、時間ですから終局をしてくださる。
○藤田(幸)委員 はい。

また、今公認会計士のことをおつちやいました、自己査定の基本がこの資料でございます、それから、預金者不安をおつちやいましたけれども、実際にこの共同記者会見をした後で株価が上がつておるわけですね。ですから、結局そういう形で実態とかけ離れた形で株価を上げて、しまつと、こういう状況でこういふ銀行に対して大蔵省といふものが本当に責任を持てるのか。それで、これから公的資金導入の基準の問題もございまして、やはりディスクロージズといふことを徹底してこれからやつていただきたいといふことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。
○井奥委員長代理 次に、北脇保之君。

○北脇委員 民友連の北脇保之でございます。藤田議員に続いて、今回の住専法の改正について御質問をいたします。

まず、中坊社長にお尋ねするのですが、私は、中坊社長が住専関連の債権の回収に日夜努力されていることに対して深く敬意を表する次第でございます。先ほど中坊社長のお話を聞く機会がございました。そのときに社長が、基本理念を確立して事に当たることが大変大事なんだ、私は理念先行型でこの問題を処理するということをおっしゃるのを聞きました。私は大変感銘を受けました。

今、日本の社会はいろいろな意味で大変混迷を深めておりますが、日本人の物の考え方として、理念先行型、基本理念が大事だという方は非常に少ないと思います。その中で中坊社長の考え方は大変すばらしいものがあると思いましたが、この際、この大蔵委員会の場において、現在住専機構の社長として住専関連の債権の回収に当たられるの考え方、その基本理念というものを、基本理念が大事だという考え方を御披露をいただければ大変ありがたいと思います。

○中坊参考人 一般にどのような企業でありましても、あるいは団体にあつても、その目的あるいは理念といったものが大切だろと思ひますけれども、わけても当社というのは、御承知のように資本金の二千億は全額国出資ということでありまして、国策会社であります。すなわち、その国策とはそれじゃ一体何をいうのかということがまず大切になってこなければならぬのではないかと、このように考えました。

法によりまして、金融秩序の維持ということになつておるわけですが、えてしてそのような抽象的なものではなかなか皆さんにもわかりにくい。したがって、当社といたしましては、まずその目的、国策といったものを国民にこれ以上二次負担をかけないことであるというふうに考えまして、政府の方の御了解も得てこのようにさせていただいておるというわけでありまして、そして、そこに至りますまでは、それではそ

の目標さえ到達すれば手段はどんな手段でもよいのかというところにはやはり問題があるかと思ひました。そういうことから、私は、回収の中において常にいわゆる公正、道義、道理あるいは正義といったもので、しかもその手続を透明化しつつやる必要があるかというふうに考えたのであります。

私自身としては、先ほどおっしゃっていただきましたように、このような場合に世の中では二つの対応をすることが考えられますが、着手先行型というのがあります。それは、一つのことをやろうと思えばいろいろな弊害が起きてくる、それに對して、最大公約数はこの辺りかと、あるいはまたこの辺りなとこととでやることが多いわけでありまして、正直言つて、その方の方が現実型ともあります。しかしながら、本場に歴史の批判にたえられるためにはまず確立した理念といったものを確実に実行していかなければならない、障害があつてもそれを乗り越えてやつていくべきではないかろうかと考えておるわけでありまして、その意味におきまして私は理念先行型という方法をとつてやつてきております。

しかも、私自身はいわば現地の指揮官であります。率直に言つて、先ほど申し上げます目的、国策とは何かといつても、正確に言うならば、国民になるべく二次負担をかけないよう努力しますという言葉があるいは表現として正しいのではないかと考えました。しかしながら、私はあえてその言葉の中からなるべくという字と努力するという字を抹消して、削除して私は向かう。これは、小さな軍隊でありまして、軍隊を率いて前進するときにはまず何が必要かといえ、自分の退路をみずから切つてしまふことだ、そして前に向かうしか方法がないというふうな窮地の中に押し込んでこそ初めて我が社も作戦ができるのではないかと、このように考えて現在やつておるところであります。

○北脇委員 ただいまのお話の中で、中坊社長、

この住専機構については国民に二次負担をかけないということを目的として、手法としては公正と透明ということを掲げてやつておられるというお話でございました。これは大変すばらしいことだと思ひます。

そこで、私は、翻つて今の政府の経済財政運営を見ますと、大変基本理念に欠けているというふうに思ひます。別に中坊社長のお話とこれを結びつけるという意味ではございませんので、中坊社長にはそれはそれとしてお聞きをいただきたいと思ひます。

私は大変よくないと思ひるのは、今景気が大変深刻な状況になつてゐる、あらゆる経済指標を見てもすべて悪化してゐる、これから本場が大変な不況になつていくのではないかと心配がどうもする。そういう中で政府に対して景気対策をどうするのだというのを私どもはたびたび問ひたいだしてゐるのですが、そうしますと、橋本総理を初めとしてのお答えは、財政再建と云うことを掲げつつ景気対策については臨機応変にやつていく、こういうお答えがあるのです。

臨機応変といふことは、日本の社会の中ではよいことのように受けとめられます。本場に適時に適当な対応をしていくというふうなプラスの意味合いで使われることが多いのですが、私は決してそうではないと思ひます。やはり臨機応変といふのはなく、今中坊社長もおっしゃられたような、基本理念をびしりと定めてそれによつて対処していく、このことが大変大事なわけであつて、これは欧米社会から見ればもう当然のことだと思ひます。

今、日本の金融システムとかまた経済財政運営について必ずしも国際的な信認が得られていない。この原因は、景気対策について臨機応変をやつていく、つまり、その場しのぎでその場の対応をしていけば何とかなる、こういうことで取り組んでいるということが大きな原因になつておられると思ひます。ですから、臨機応変といふ考え方、これがそもそも私は間違つておられると思ひます。

今の景気対策について、今の政府が臨機応変に対応していくのだ、このことは正しい態度ではない。これについて松永大蔵大臣はどのようにお考えか、お聞きしたいと思ひます。

○松永国務大臣 お答え申し上げます。

もう前にも言つたことがありますが、何度もういゝるな委員の先生方にお答えしたところでありまして、委員も御承知のとおり、今日本の財政は先進国の中で一番厳しい財政状況でありまして、GDPを超える国債、地方債あるいは長期債務を背負つておられるのが今日本の状態です。これをこのままにして我々の子や孫、後世代に引き継ぐわけにはいかない。このままにしておけば、いわゆる財政の硬化化を招き、これから少子・高齢社会になつていくのに必要な対策を実行するやういう資金配分もできなくなる、こういったことでありますから、財政構造改革の必要性、この旗をおろすということは私はできないことだといふふうに思ひます。これが橋本総理の今まで一貫した発言であります。私も、橋本総理のもとでの大蔵大臣でありますから、同じように申し上げておるわけでありまして、

しかしながら、そのときそのときの景気状況、経済の情勢、これに対する対策もやつていかなければならぬことは当然のことでありまして、それをやつていくといふことを臨機応変の措置といふふうに総理は言つておられます。私もそう思ひます。例えば、去年の暮れに二兆円の特別減税を決定された。あるいは金融を緊急に安定化させるための二法もお願いをした。こういったものもろの措置は、やはり臨機応変に手を打つて、そして厳しい状況を乗り越えていかなければならぬ、こういつてやつたことだといふふうに思ひます。

いつも景気対策のために新たな政策をやるべしといふお話は聞きますけれども、何といつても、あと十日で新年度に入るわけでありまして、その新年度に入つてから現在実行しつゝある九年度の補正予算の実行と切れ目のない状態で十年度の予算が実行できるようにすること、これが今一番大

事なことではないか、こう思っておるわけでありまして、その意味で、平成十年度の予算と関連法案の成立のために先生方の格段の御努力と御協力をお願い申し上げたいというのが私の考え方でございます。

○北脇委員 もうこの議論はたびたびいろいろなところとされていると思いますから、そんなに繰り返す必要はないと思うのですが、今のお話では日本政府としては今までの態度とそんなに変わっていない。そういうことで、マーケットから見ても国際社会から見ても、やはり日本政府は今の景気対策、景気をよくする、内需拡大による経済振興ということに本當の意味で本腰を入れているというふうには受けとめられないと思うのです。

私は、今日の日本の国際社会における役割というのは、景気対策に本腰を入れてやっていく、そのことを基本理念としてきちんと表明していくということだろうと思いますが、今の御答弁ではやはりそういうふうな信頼というものは出てこない。大変残念に思います。

それでは、もう一つ大蔵大臣にお聞きをいたしますが、今金融システムの不安ということがあって、これについても緊急な対応が求められているわけですが、今回の公的資金の投入についても、二十一行が本當に横並びで公的資金の投入をする、資本注入をするということ、その結果になつて、ではこれは何を指しているのか、今の日本政府の金融システム対策の基本理念は何なのか、これがまた非常にわからなくなつてしまつています。

改めて大蔵大臣に、それでは今の日本政府のこの金融システム不安に対する対策の基本理念はどこにあるのか、このことをお聞きしたいと思います。

○松永国務大臣 お答えいたします。

昨年の十一月、十二月、あの時点においては、委員御存じのとおり大型金融機関が破綻をし、そしてその影響もあつて国民の間に金融システムについての不安感、それが相当走つておつたわけであ

ります。その状況のもとで、先ほど琉球銀行の話が出ておりましたけれども、風説によつて実は自分の銀行の預金は大丈夫だろうかというわけで不安に駆られて、そして預金を下げに行く、こういう動きも現実にあつたことであります。

そういったことでは金融システムについての内外の信託は全く得られるものではありません。そういう状況を何とかして克服しなければ日本の経済は大変なことになるという認識のもとに、まず国民の皆さん方、預金者の皆さん方に、あなたの預金は利息も含めて全額保護されますということ、預金を明確にするということ、そのために御存じのとおり七兆円の交付公債そして十兆円の政府保証、こういったことで預金者の預金は全額確実に保護されますということ、これを明確にすることによつて国民の不安な気持ちを鎮静化させていただく、これが一つ。

もう一つは、日本の金融システムが風説などによつて動かされるなどという状態、そんな弱い状態ではないかというわけであります。金融機関そのものがもう少し強くなつてもらうことによつて日本の金融システムを安定させていきたい。そういうことから、交付国債三兆円、政府保証債十兆円、十三兆円を用意しておいて、そして、内部資本を充実したい、そのために資本注入を図りたいという希望銀行に対して嚴重な審査の上その資本注入の申し出に応ずる。これは、申請銀行の発行する優先株あるいは劣後債、そういったものを預金保険機構が買い取るという形で資本注入がなされるわけでありまして、そういう仕組みを使つて自分の銀行の自己資本率を高め、あるいは融資対応力をもう少し強めていきたいという希望銀行がそれぞれ独自の判断で申請をしてきた。それに

対して危機管理審査委員会が審査の上それに応ずることを決めたわけでありまして。

こういったことで、まずは預金者に絶対的な安心感を与える、二番目には、日本の金融システムを安定させて内外の信託をより高いものにしていく、こういった理念のもとに今回の措置はなされ

たというふうに私は理解をしておるわけでありまして。

○北脇委員 ただいまのお話は、どういう手段をとっているかということの説明に終始していると思うのです。

私は、今の日本の金融システムの問題というのは、問題債権でも七十六兆円もある、そしてそのことが金融機関に対して大変な重荷になつていく。金融機関の数も多過ぎるし、一つの産業分野と考えると大変非効率な産業分野になつてしまつていく。このことは、例えばいろいろな国際機関による格付を見てもそうだし、また、銀行、金融機関の株の動向を見ても非常に問題を抱えた産業であるという評価がされている。このことは明らかだと思ふのです。

ですから、やはり、この金融システムの中からもう経営が本當に破綻しているような金融機関というものを排除していく、そして健全なものだけで成り立つような金融機関、それによる金融システムにしていくということを目指さなければいけないと思ふのです。そういうことについての方向性というのは今の大蔵大臣のお話の中には出ていない。とにかく今の状態を抱え込んでそのまま持つていくということに終始していると思ふのです。

それで、ちよつとそのことに関連をして御質問したいと思うのですが、今回、資本注入が二兆円弱ということと二十一行になされるということの決定がありました。片方で十三兆円の資本注入を用意しているわけですが、この資本注入というのはこれで終わりののか、もし終わらなければ十三兆円ということの意味がなくなつてしまふわけですから、このことについてどのようなお考えか、大蔵省にお聞きをしたいと思います。

○山口政府委員 お答え申し上げます。

さきの金融安定一法によりまして、資金注入の点については十三兆円の準備をお許しいただいたわけですが、今回、三月末までの対策として申請を出してきましたところが二十一行でこ

ざいまして、その金額は二兆円弱だったわけでございます。とりあえず三月末までの関連で申請するのはもうないかと思ひますが、四月以降は、二〇〇一年三月までの措置でございますので、またいろいろ状況により各銀行が手を挙げて申請をするということはあると思ひますし、その際には審査委員の方で御審査をいただくということでございますので、この十三兆円の備えがあるということが大変意味があるもの、そういう意味を持ち続けるものだと思ひます。

○北脇委員 今回の措置の問題点というのは、先ほど私が申し上げたような、問題を抱えている金融機関についてはそこまで救つてしまふのではなくて、そういう銀行についてはこの金融システムの中から退場してもらう、それをやりながら残す銀行には支援をしていく、そういうようなことになければこの十三兆円の資本注入というのは全く意味をなさないと思ふのです。今回のとりあえずの三月までの資本注入を見ますと、大手の銀行全部軒並み、しかもその資本注入の額も一十億程度というところで、これまた横並びになつていく。この措置の中には、そうした残すべき銀行とそうでない銀行を峻別して対応していく措置というのは全く見られないわけですね。

この点について、今回の二十一行の資本注入については、今の残すべき銀行とそうでない銀行を峻別して、残すべきでない銀行についてはそんな公的資金の注入はしないのだということ、その考え方はどうあらわれているというふうか、その考え方は、これからその辺についてはどういう対応をしていくか、その峻別ということをどうな手段でやっていくかと思ひます。

○山口政府委員 個別の金融機関の問題と金融システムあるいは金融機能の維持の問題とがいつも非常に込み入つた関係にありますので、しばしばそういった御懸念をお持ちになる方がたくさんいらっしゃるけれども、私どもの考えとしては、別に峻別をこちらが意図的にやるべきものではな

いと思ひますが、結果として、今回の四月から導入します早期是正措置というのは、自己査定をベースにして、リスクについての公認会計士の判断を仰ぎながら、自己資本という形のある意味ではみんな共通の土俵での公表が出てくるわけですから。そうしますと、マーケットの力でもってその辺の峻別というものがあつた程度は避けられないものとなつてくる可能性があるわけでございます。そのときに、私どもとしてはやはり行政的に、立ち直るものは立ち直つてもらいたいということ、早期に是正措置という命令を明示的に、これは省令できちんと、こういう場合にはこういうふうにするというところを明示しながら打つていきます。これまではそれがどうも水面下でよくわからなかつたという御批判がありましたので、そういう措置をとります。それで、もう一息あるいはもう一息で健全化するところはどうも健全化の努力をしてもらつたというところでございまして、非常に残念なことにそういう努力が実らなくてだめになつたというところについては、今度十七兆円の方の措置でもって預金者の皆様に御迷惑をかけないように対応するというところでございまして、こちらが意図的に峻別するというものではありませんが、早期に是正措置の結果としてそういうような形になつていくものだろうと思ひわけでありま。

今回の資本注入との関係をしれば御指摘いただきますけれども、資本注入は、やはり金融の持つ機能、例えばBIS規制あるいは国内基準という壁でもって非常に不全を来す傾向がある、そのおそれがあるということで、本来ならマーケットの中で解決できればそれにしたことはないのですけれども、昨年の秋のようなマーケットのすくみ現象、あるいは海外で一%というジャン・プレミアムがつくような現象、これはある意味では大変な国損なんです。今、そういったものをいかにクリアして、機能を守り、経済を守るかということに力点を置いてやつていくわけでございます。

ただ、全然無関係かという、確かに資本注入という手段が、個々の銀行に対してやるわけでございますので、今先生がおっしゃつたようなことと全く無関係というふうには申し上げるのにはちよつと極端かと思ひますけれども、ねらいとしてはそういうふうな御理解でいいと思ひます。その際に、やはり立ち直つて残つていく銀行が、機能として持つていくものをより十全にしていけるためにこういったものが使われるということはあるという意味での結びつきは、当然出てくる可能性はあると思ひます。

しかしこれも、よく税金で税金でとおっしゃいますけれども、贈与してしまふ金ではありません。これは有コストの資金でございます。今度のリストをごらんになりました、かなりばらつきについておられますけれども、コスト的にはかなりのコストを払つて資金調達をするわけでございまして、そこにはやはり採算性で、返す能力がなければ、手を挙げただけではなかなか実現しないという面もありま。

それからもう一つ、先生、残すべきでない銀行とおっしゃいました。私に言わせると残れないような銀行というふうには言わせていただきますので、すが、そういう銀行は、今回の法律によりましても申請自体ができないというふうになつておりますので、結果的には先生がおっしゃることの結びつきはありますけれども、もともとのねらいといふのは、一方で早期に是正措置によるそういう健全化の政策、一方でそういう持つていく機能をいかに十全に果たさせるかという、あるいは危機対応としての今回の金融安定二法というふうな御理解をいただきたいと思ひわけでございます。

○北脇委員 早期に是正措置等を通じて実際の市場の中で残る銀行とそうでない銀行の選別みたいなものが働いていくだろうということをおっしゃつていましたけれども、それであるならば、やはりそれに値するだけの情報開示ということが当然必要だと思ひます。それがあつて初めて国民も正しい選択ができるわけですから、そういう点で

いへば、先般の問題債権、七十六兆円という各銀行の自己査定による額、総額で発表はされておりますけれども、これはもう各行別に発表すべきだと思ひますが、どうでしょうか。

○山口政府委員 しばしば当国会でそういう御意見をちょうだいしておりますけれども、あくまで自己査定は早期に是正措置の段階、予備的作業としてやつておるものを、まだトライアルのベースですが、それを集めたわけでございます。

各行別にそれを公表してしまふということにつきましては、各国ともそういうことは一切しておりません。先ほどから不良債権とは何ぞやとか、それは個別の管理が必要だとかいつて私がいつも説明させていただいておりましたが、例えば、二分と決めつけられて、それを減らさなければ不良債権だといふ銀行だといふふうになりますと、本当に銀行の機能は非常に縮小されたものになると思ひます。健全な経営をして、本当にうまくつていくところだけしか貸せない、あるいは赤字が続いたらもう貸さないというやうなビヘービアを、当局が進めるわけではありませんが、世間がそういうふうに進められていくと、それこそ銀行が機能を果たせなくなつてしまふ。したがつて、私は、個別に出すのはよくないのではないかと、思ひつております。

情報開示としてもつと開示してもらつた方がよいという預金者の声、それはわからないわけでもないのですが、大変よく効く薬が、今度は逆に物すごい副作用を起すという面があるかもしれない。そうするとディスクロージャーをどうするかといふと、では諸外国でどうやってるのかと見まして、アメリカが一番厳しいと言われているのです。SECが、そのSEC基準をなつて、ちよつと今やつておるものを拡充して統一の基準でやつてみようということをやつていくわけ。

先ほどの七十六兆ベースの話も、銀行によつては、これを出せと言われまふと、なるべく二じや

なくて一だ、一だということに恣意的に二を減らすとか、そういうことをやられるとう統計の信頼性も全くなくなつてくるという現象も起きるかもしれません。私はそういうことを疑うわけではありませんが、そういう気持ちだつて働くかもしれない。そうすると、やはり外形基準できつと、だれが見てもごまかせない、みんな同じ基準で統計を出すというのが世界的にもディスクロージャーの原則になつていくわけ。

自主的に公表されるのは、それは構いません。構いませんけれども、統一にやる場合には、SECの基準のようなものをもつてすれば、国際的にもこれが一番厳しい基準だと言われていきます。グローバルスタンダードという言葉は余りないとかいふことで、デファクトスタンダードという表現を使つていただきますと、それがデファクトではないだろうか。そうすると、そういう方向に近づけていくということ。

そうすると、先生の御疑問は、では一から四までやつた分類は一体どういうことになるかといふと、何度も申し上げましたように、それでもつて例えば二分の場合には今までどれくらい平均値で貸し倒れが起きているのか、回収不能に陥つていくのかといふことを公認会計士が恐らく判断されるわけ。そうすると、おのづと二分からはこれに關してはこれくらい引く、三分からは必要だ、三分からは必要だ、四分からは必要だ、これはほは一〇〇%償却をしなければいけないというふうに公認会計士がチェックして、その集大成として出てくるのが自己資本比率あるいは償却額といふことになるわけでございます。そういう形で預金者の方々の投資家の方々が御判断されることだろうといふふうに私は思ひわけでございます。

〔井奥委員長代理退席、委員長着席〕
○北脇委員 大変答弁が長過ぎます。聞いていないことについては答えなくても結構です。聞いているのはやめてほしいと思ひます。時間が限られているわけですから、何も銀行局長の講義を聞

くためにいるわけではないのですから、本当に自願してもらいたいと思います。委員長、それはぜひお願いします。

それから、貸し渋りについても今回の資本注入が効果があるというような説明が再三されているわけですが、では今回二兆円弱の資本注入をすることによって、貸し渋り緩和、これは金額的にどういった効果があるのか、これをお答えいただきたいと思っています。

○山口政府委員 ちよつと長い答弁で申しわけございませんでした。

数字的に今回計画で出しておられますのを単純に足しますと、三月末でリスクアセットの増加額が六兆円という数字が出ております。これが数字的に出てくるリスクアセットの増加。これは貸し渋り解消の効果としてはかなり出てくるという数字だろうというふうに考えます。

○北脇委員 そのリスクアセットの増加というのは、それは計算上逆算すれば数字は出てきます。しかし、今の貸し付けの回収、こういったことは、単に早期は正措置、こればかりが原因ではないと思うのです。今までの金融界のあり方、異常に貸し付けが多過ぎる、しかも非常にリターンが少なくてもつき合ひでも貸してしまふ。これからの国際的な金融界の競争の中で、そんな経営ではもうやっていけない。そういうことで資金回収が入っているという面があると思うのです。

ですから、大蔵省の立場で、今回のこの程度の中途半端なことをやってそれが六兆円分の貸し渋りの緩和になるとは言い切れないと思うのですが、六兆円分の貸し渋りの緩和にはなるのだというところでお答えだったのか、その辺をもう一度確認したいと思っています。

○山口政府委員 六兆円は、三月末で注入後のリスクアセットの増加でありますので、それが貸し渋り解消のものとして申し上げているわけではあります。しかし、資本注入によってそういった計画が出てきているということでございます。長期

的に見た場合にはリスクアセットを縮小しようという動きはあります。しかし、その中でも中小企業や個人はなるべくふやすという方向を各銀行は言っております。

○北脇委員 最後に、また住専改正法案に戻って中坊社長にお聞きをしたいと思っています。

今や旧住専の経営者に対する責任追及、このことは大変大事だと思います。今住管機構で取り組んでいる損害賠償責任追及の中には、旧日本ハウジングローンの経営者に対する損害賠償責任の追及というものもありますが、これが今どんな展開になっているかということ、そしてこれから旧住専の経営者に対する法的責任の追及が進んでいくのか、その見通し、これについて中坊社長にお聞きしたいと思います。

○中坊参考人 お答え申し上げます。

旧日本ハウジングローンの経営者四名に對しまして約三十五億円の損害賠償請求訴訟を昨年の九月に提起いたしました。現在まで約四回の口頭弁論を経ております。その中におきまして被告側の基本的な姿勢というのは、まず認めてもらつていません。そして、経営責任を否定されて、もうもともと危ない、しかしここでストップしたのもつとあかんことが明らかになった、だからやつたんだ、これがいわゆる経営者の方々がおっしゃっている基本的な主張であり、あるいは、自分ではだれかの命令に基づいただけで、自分は関与していない等のことであります。

さて、私たちといたしましては、このように住専処理について国民の税金をもつて賄つたということは、言葉をかえて言えば、まさに罪なくして人を罰したことになるのではないかと。それでは、少なくとも関与してはいた者がその責任を追及されたいか、このように考えまして、そのために関係者の追及を考えた。そして、そのための弁護団をつくりました。

どういう形で責任を追及していくかということについては、世の中には一罰百戒という方法もあります。しかしながら、同時に私は、このような

場合は百罰百戒でなければならぬ、そのようなことから全件数に当たりまして調査をしてまいりました。いわゆる数値基準、実態基準という二つをつくりました。数値基準というのは、不良債権の中でも、今言う担保物で取れる、回収できるという価格で買ったもので、なおかつその債権の二割も回収できない。それを私は、不良債権の中の一割に劣悪債権であると。このような債権を旧住専に押しつけた、紹介した銀行、そしてまたそのような不良債権、劣悪債権を発生させた、その中においてそのように関与した者の責任の中で、やはり法的に責任追及可能なものは、まず紹介責任の方でいえば、やはり不公正に紹介した、すなわち危ないと思つて自分のところが助かるためにそこに住専会社から金を貸させた。あるいはまた、経営の責任に關しますと、一言で言えば甘い経営になるのですが、その中で特に背任的な要素が見られる。一番極端なのは公私混同でありまして、あるいは今回のようなリゾート開発等に至りましては、もうだれが見てもだめだというのがわかりながらやつた。こういう場合の責任を追及していきたい、このように考えて現在実行をいたしております。

それぞれ、もう既に二百八十七件を選び出して、そして私としては、我々の主張だけではやはり足りない、相手方の言い分を聞く必要がある。そういう意味におきまして現在相手方の言い分を一部聞いておる、このような状況であります。

○北脇委員 住管機構には、ぜひともこれから御努力をお願いしたいというふうに思っています。今まさに経営責任の追及といったことについて、本當に奮闘されていると思います。我々国会の場においても、この金融の問題についての行政、経営、そういった責任追及、これはやはりしつかりやういふことなくはいけない、そういうふうに思っています。そのことを申し上げて、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○村上委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 新党平和の石井啓一でございます。平和・改革を代表して、まず中坊社長に質問をいたします。

まず、本日は参考人御出席、大変御苦労さまでございます。また、旧住専から譲り受けた債権の回収、大変困難な仕事に御努力をされていることに大変敬意を表したいと存じます。

さて、今回の住専法の改正では、各事業年度ごとの回収益と二次損失の国庫補助可能額とを相殺できるようになっているわけですが、ついでに、平成九年度の住管機構におきます債権回収の見込み額とそのうち回収益、そして二次損失がどれぐらいに見込まれるのか、この点についてまず確認をしておきたいと存じます。社長、よろしくお願ひします。

○中坊参考人 当社の本年度の回収目標といたしましては、年間六千三百九億という数字を公表して現在に至っております。どうやら、三月ももうすぐで終わりますので、この目標額は若干上回つて回収ができるというふうに考えられております。次に、そのうちの回収益金は幾らであるのかというところでありますけれども、現在、正確には算定をいたしておりませんが、約二百七十億ほどその中に入つておるものと考えておるわけであります。

したがいまして、二次ロスという方は、しかしこれは大変難しいところございまして、単に物件が簿価より下がつてしまつたわけだけではない、ほかの二次ロスにはならないわけでありまして、ほかの一般財産からも入る可能性のあるときはまだ二次ロスに入らない。そういう意味では、まだ二次ロスの金額がそのうちで幾らであつたかはなかなか算定しにくいのが現状であります。

○石井(啓)委員 今お伺ひしましたら、平成九年度で二百七十億近い回収益が出ています。平成八年度九億。本當に御努力されていると思ひますが、この回収益を出すためには相当の御苦労があつたかと存じます。特に、第四分類債権は通常回収不能と位置づけられておりますけれども、ここから

も回収をしているというふうになっておりますから、これは本当に私も大変頭の下がる思いでございます。

具体的にどのような御努力、御苦勞をされておられるのか、御披露をいただければと存じます。

○中坊参考人 それなりの努力をいたしておるつもりでありませうけれども、私は、損失処理された四分額の債権も取ってくれ、いわゆるゴールインが百点であれば、そのゴールインを百二十点に考へてほしいというふうにならず職員の方にお願ひをしてあります。そして一方、確かに担保物件が地価の値下がりによつて二次ロスが発生している。その場合であつても、君たちのところで損失処理された中から取つてきたらこれは二次ロスを出してもよいというルールを我が社内で決めておりました。二次ロスを出して担保物件を売却するためには他方に見合ふものを必ず取つてきてくれ、こういう体制の中でやつております。

さらに、この関係で正直申し上げまして大変な威力のありましたのは、先ほどもお尋ねになつた中でもあつた預金保険機構の特別調査権であります。いわゆる隠し資産というものが預金保険機構の特別調査権によつて数多く発見されております。当然のように隠し資産でありまして、それは四分額の中に隠れておつたわけでありまして、そういうものが明らかになつてくることによつてまた四分額もふえてきておるといふのが事実であります。

最後に、このようなものを先ほど言うように相殺して考へるということをごの単位で考へるのか。私は、会社全体として考へるのではなしに、できるだけ細かく管理するのが正しいのではないかと。大抵事業部の支店でありまして十名ぐらいであります。大体十名ぐらいを平均として、小さくとも自分の世帯をやりくりするような気持ちでやつてもらいたい、そうすれば結果的にはそれが全体として大きなものになるのではないかと、このように考へまして、極めて極端に小さな単位の中で一種の四分額と二次ロスとの貸し借りといった

ようなことをさせて現在に至つておるのが現状であります。

○石井(啓)委員 まさに極めて細かい御配慮で社員を精勵されておやりになつておられる様子がうかがえました。特に二次ロスを出したらその分回収益を取つてくるのだ、こういうことで精勵をされておるようでございますから、そういう面では、今回の法改正でより皆さんの士気が上がるのではないかと期待しております。

ところで、今回の法改正では、さきの預金保険法の改正で整理回収銀行から住信機構に対して債権回収の委託が認められたこととあわせて、逆に今回は住信機構から整理回収銀行への債権の回収の委託を可能としておりますけれども、どのようなケースをこれは想定をされておられるのか、お伺ひをしたいと思います。

○中坊参考人 率直に言つて、今具体的にこういう案件を整理回収銀行の方に委託しようと思つておられるわけではございません。しかしながら、例えば整理回収銀行と当社とが共通の債権者になつておる場合が多いわけでありまして、そういう場合、整理回収銀行の方が多くお持ちのときには当社の債権回収もできれば整理回収銀行の方にお願ひしたい、このようなことを考へておるわけでありまして。

○石井(啓)委員 ところで、旧住専の債権回収では、債権回収妨害ということに遭つてなかなか御苦勞されておる、また、こういったことに対しまして法的な措置を伴つて對抗されておる、こういうふうになつておるわけですが、昨日の毎日新聞の夕刊には、旧住専の大口融資先でございます三正という不動産会社の社長に債権回収妨害の逮捕状が出た、こういうふうな報じられております。この不動産会社の三正というのは東の末野興産と呼ばれておるわけでございますけれども、大変債権回収に抵抗して、こういうふうな伝えられております。

この報道に對しまして、社長の感想あるいはコメントがあればお伺ひしたいと思います。

○中坊参考人 確かに三正という会社の社長は、こういうふうなバブルが崩壊したのはすべて政治と行政が悪いんだ、借りた自分たちには責任がない、このようなことを主張されておる立場をとつておられます、あちこちの雑誌等、あるいは当社に對しても直接そのような言ひ分を御主張なさつておる会社でもあるわけでありまして。しかしながら、調査してみますと、まさにいわゆる悪質な財産隠匿を実は行つておりました。そのようなことで、この十六日に警察に告発し、警察におかれましては直ちにそれについての捜査をされ、昨日逮捕に至つたということでありまして。

私は、こういうことは、言わねばならない議論を封じろという意味では決してないのであります。が、しかし一方において、このような犯罪行為を行つておるということが明らかなきに、我々としては刑事告発等のいわゆる刑事処分を求めるときも必要ではなからうか、このように考へております。その債務者がおつしやるのはやはりおかしい。借りたものは返すのが当たり前でありまして、今の債務者の大半、大口の債務者というのは、借りたものはもつとと同然だ、このような発想のもとに考へられておるわけでありまして。私は、そのような考へ方は絶対に排除していくことが正しい方法ではなからうか、このように考へております。

○石井(啓)委員 そのとおりでございます、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

ところで、三正という会社の社長は、住信の取り立ては強引だ、憲法違反だ、中坊社長は民主主義の敵だ、こういうふうなことを主張して、たうでありますけれども、この主張に對しまして、ちよつと社長の反論をぜひこの場でお聞かせをいただきたいと思います。

○中坊参考人 私は、まさに国策会社の社長として法の定めるところに従つて厳正に行つておるだけでありまして、特段、正義感を負つてやつておるわけではございません。

ただ、言えますことは、先ほど言つたような、

もつたと同然だと思つて、そしてそのあげくの果てに多くの国民に迷惑をかけておるという人の自覚を促していく必要がある。その意味では、やはり悪は悪でありまして、悪は厳しくその責任を追及していく必要があるか、このように考へておるところであります。

○石井(啓)委員 では、中坊社長に最後にお伺ひしますが、今回の住専法改正以外で私ども立法府あるいは行政府に對しまして何か御要望がございませうか、この際、お聞かせをいただきたいと思います。

○中坊参考人 これは私の個人的な見解にはなろうかと思ひますが、私は一般にきょう現在、我が國の社会において、権利の行使には壁が高く、義務を免れるときはやすい、これが基本的にあるのではなからうかと思つております。

皆様御承知のように、例えば法務局から登記簿をとる、登記簿の一通の金が今度六百円から千円に四百円値上りになつております。そのほか、いわゆる法的手段を使つておると思ひます。まず債権額の大体二割ぐらいの保証金を積まなければなりません。その上、御承知のように、いろいろな登録税、これが大体債権額の四、さらには印紙代あるいは切手代、このようなものを全部手納しなければ手続に移れない。その意味においては費用は大変かかる。その上、例えば大きな債務者といふのはえてしてグループをなしておるわけでありまして。ところが、グループをなしておりますと、その一個一個が独立の法人格ということになりますと、それ一つ一つに例へば破産なら破産をしないといけません。その会社同士はまた利害が対立しているということに形式上はなる。そのようなことで、大変な困難がそこにあるのも事実であります。

そういう意味では、まさにアメリカにもあると言われておるような包括破産法とかいったような法律もまた必要でしようし、私は、現在の債権回収の中にあつて出てくるいろいろな問題について、今後とも国会におかれましては十分御審議い

ただくことをお願い申し上げたいと思っております。

〔委員長退席、坂井委員長代理着席〕

○石井(啓)委員 中坊社長、大変ありがとうございます。

それでは、この住専法改正につきまして、引き続き大蔵省に確認をいたしたいと思っておりますけれども、まず、二次損失が発生した場合の国庫補助及び民間負担の実施、これは実際に具体的に実施されるのがいつになるのか、これを確認したいと思っております。

○山口政府委員 国庫からの補助金の交付時期は、債権回収に伴う損失の発生状況等を勘案して決定することとなっております。また、金融安定化拠出基金からの助成金の具体的な交付時期につきましては、債権回収に伴う損失の発生状況等を勘案して、預金保険機構の運営委員会の議決を経て交付することとなっております。いつまでというふうには書いてございません。

○石井(啓)委員 今おっしゃったその発生状況を勘案してというのは、もう少し具体的にお願いします。どういふことになるのでしょうか。

○山口政府委員 具体的なイメージとしては、住管機構の資金繰りとか財務状況とか、そういうところを見ながらということだろうと思っております。

○石井(啓)委員 それでは、今回の改正で、回収益と二次損失の半分、すなわち国庫補助可能額とを相殺し、なおかつこの国庫補助相当分が残った場合に、これを次年度以降に繰り越して、そして次年度以降の回収益でその国庫補助相当分を相殺するということが可能なかどうか、これを確認しておきたいと思っております。

○山口政府委員 今回の改正法案におきましては、国庫補助金の対象となる額は、補助金を交付する年度までの損失額累計の二分の一から回収益累計と既に交付した補助金を差し引いて求めるというふうにさせていただいております。

したがって、国庫補助対象可能額のうち、現実

に補助がされなかった額につきましては、翌年度以降の国庫補助金の対象額を算定する際、回収益と相殺がされるということになって、御指摘のとおりです。

○石井(啓)委員 そういたしますと、先ほど二次損失の国庫補助はいつやるかと聞きました。それが、それははっきりしないけれども、住管の財務状況等を考えてやる、こういうことだとすると、今言いましたように相殺して国庫補助額が残ったとしても、これはすぐに補助を実施するということではないと思っております。

そうしますと、実際的には、実務的には、相殺をして国庫補助額が残ったとしても翌年度以降の回収益でこれは相殺できるようになる、こういうことだと思っております。今度は逆のケースについて、相殺した後、国庫納付金が生じる場合、これを国庫に納付をせずに例えば基金としてプールをしておいてその翌年度以降の二次損失の国庫補助分と相殺する、そういうような仕組みも、先ほどの問いと逆のケースで、そういう仕組みも私は今後考えてもいいのではないかと今うふに思っておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

○山口政府委員 今回御提案申し上げております改正法案におきましては、今先生がおっしゃったちょうど逆の場合でございますが、それは、一昨年に成立した住専処理に関する基本スキームを変えないという立場でやっておりますので、現行法と同じ考え方、すなわち、回収益と二次損失の二分の一相当額を相殺した上でなお残額が残ったときは毎事業年度国庫納付をやっていたかということになっております。

○石井(啓)委員 それはわかるのです。ですから、今のこの改正法案でも私が申し上げたことはできないというのことは理解しているのですけれども、今後そういうことを検討しているのもこれは十分価値があるんじゃないでしょうか、こういうことではないでしょうか。

○山口政府委員 確かに先生の御指摘の趣旨はよ

く理解できるのでございますが、もともと住専スキームをつくりましたときに、六千八百億の財政支出を投入したことから、その六千八百億円を、大蔵中坊さんの方で御苦労いただいて少しでも回収なさっていただいております。ということで、それを少しでも減らしているんだということを、過程を明示する意味もあつてそういう措置をとらせていただいております。それを余り徹底すると、何で今度相殺するんだという話になります。それはまたやる気を起こす等の問題もありますから、そのスキーム自体は今回は変えていないということと御理解いただきたいと思います。

○石井(啓)委員 では、これは今後の検討課題というところで、社長、今の議論はわかりましたでしょうか。よくまた大蔵省さんの方にもおっしゃってください。

それでは、きょうは日銀にきていただいておられますのでお尋ねをしたいと思います。本日、日銀総裁が交代をされる予定だ、朝ですが、もう交代されたのでしょうか、こういうふうに関心しております。本来であれば、新しい総裁に早速この大蔵委員会にきていただいて抱負等をお聞きしたいところだったのでございますが、なかなかあいさつ等で忙しいということでございましたので、またこれは機会を改めて新総裁にはお越しをいただいて、また決意なり抱負なりをお聞かせいただきたいと存じます。

今回、松下総裁が不祥事の責任をとって交代をされた。これはある意味で当然のことでございますけれども、総裁がやめれば全部問題は解決というわけではないことはもちろんのことでございます。特に、日銀に捜査の手が及ぶというのは日銀始まって以来の不祥事でございまして、内外の市場に我が国の金融のあり方に対して非常に不信感を与えた。ある意味で、大蔵省の不祥事以上に内外の市場に与えた影響が大変大きいのではないかと、こういうふうにも考えるわけでありまして、この信頼回復のためにやはり全力を尽くさなければいけない。特に、綱紀粛正、この再発防止

というのを真剣にやっつけていかなければならないわけでありまして。また、時あたかもこの四月一日からは新日銀法が施行になるわけでございまして、新しい日銀として生まれ変わる。そのために全力で取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございます。

まず、日銀ではこの三月六日に「服務に関する準則」それから「日本銀行員の心得」を制定したというところで、私も取り寄せましたけれども、この「服務に関する準則」というのは、役職員の職務の適切な執行を確保するため役職員が守るべき職務に関する事項、具体的には、服務の根本基準、職務専念義務、諸規定の遵守義務、信用、名譽の保持義務、秘密保持義務、兼職制限、再就職制限、対外的活動等に当たつての留意事項を網羅的に規定したもので、それから「日本銀行員の心得」というのは、日本銀行員が外部と接触するに当たつての具体的な行動上の指針として、情報の開示と管理、講演、寄稿、出版、会食等、贈答品、便宜供与及び個人的利殖行為に焦点を当てて規定したもので、こういうふうになされております。

こういうものをおつくりになったのは大変結構なことなのですから、私はむしろ、なぜ今までこういうものがなかったのか、このことの方が逆に大変不思議に思っております。この点について伺いたいと思っております。

○嶋田田参考人 まず初めに、今般の日本銀行員の不祥事につきまして、私どもでもまことに遺憾であり、この場で深くおわびを申し上げます。私どもでも全力を挙げて信頼回復に努めてまいりたいと思っております。

今先生の御質問に対するお答えでございますが、私どもでもこれまで、職務の公正性の確保という点につきまして組織運営には意を用いてきたところでございまして。私どもでは、役職員は広く各方面の方々と接触することがあるわけですが、そのこと自体は中央銀行員としての視野を広げるということをやつてきたつもりでございます。もちろん、その際、中央銀行員としての節度を持つ

て対応するよう、行内でも機会あるごとに徹底を図ってきたところでございます。ただ、具体的な行動につきましては各人の判断に任せておりまして、例えば会食を伴う会合に出席すること自体を組織として明確には禁止してこなかったということも事実でございます。

しかしながら、職員の数捕という今日の状況に照らしてみますと、銀行が組織として明確な基準やルールを設けないで、また、職員が外部との接触をどういふふうに行っているかということや管理するということも余りしてこなかったということや、非常に大きな強い反省をもちたものであるというふうに考えております。

私もでは、今先生御指摘ございましたように、新しい日銀法の施行を前にいたしましたとして、「服務に関する準則」というものを制定し、また、外部の方との接し方に当たっての具体的な行動の指針を策定いたしました。その中で、職務上の関係者との無償の会食につきましては明確に禁止をいたしておりますし、情報の開示あるいは管理、それから講演、寄稿、出版、贈答、個人的利殖行為、こういったものにつきましても職員が守っていくべき事項を具体的に規定したわけでございます。

今後は、この心得の厳格な運用というものを徹底していくということで、行内の規律の維持、それを通じた職務の公正性の確保ということを図ってまいりたいというふうに考えております。

○石井(啓)委員 守られてきたかどうかは別にして、大蔵省においてはこれまでいろいろな不祥事が起きるたびに通達あるいは倫理規定等を制定してきたわけですが、そういうことを見ながら日銀の方ではそういう必要性というのは今まで感じてこなかったのでしょうか。自分のところは例えば接待だとかそういうのはやっていない、そういう認識だったのでしょうか。

○鴨志田参考人 お答え申し上げます。先ほども申し上げましたように、明確なルール、基準というものは定めてはおりませんけれども、

機会あることに、あるいは職場でそれぞれの仕事の内容等も見まして、節度を持つように、節度を保った外部との接触をするようにということはやってまいってきたつもりでございます。

○石井(啓)委員 やってまいってきたつもりだけれどもこういう不祥事が起きたということは、やはりちゃんと反省していただかないといけない、私はこういうふうに思うのです。

今度、新日銀法施行に伴い、日銀のあり方として従来以上に独立性なり透明性が求められているわけでありまして、いゆる日銀から民間企業への再就職、天下り、これが日銀と民間との癒着を生むことになるのではないかと、こういう指摘もあるわけでございます。この点についてはどういふ御見解でございますか。

○鴨志田参考人 お答え申し上げます。

日本銀行の場合の民間への再就職でございますが、これまで、外部から人材を求められるというような場合に限りまして、世間からいたずらに批判を招くことのないよう慎重に対応してきたところでございます。

先ほど先生からも御指摘ございましたように、新しい日銀法では、日本銀行役職員の職務の公正性を確保するという観点から、再就職に関するルールを含みます職務の準則というものを定めて、これを大蔵大臣に届け出て公表をするというふうな規定されているわけでございます。こうした新法の趣旨を踏まえまして今般定いたしました「職務に関する準則」の中では、役職員の職務の性格に即しまして再就職の自粛期間というものを具体的に定め、いわゆる再就職自粛ルールというものを決めたわけでございます。

私もといたしましては、今回、こういう形で決めた準則を厳格に運用していくということによりまして、役職員の再就職について世間から誤解を招くことのないよう、より一段と慎重な対応を図っていききたいというふうに思っております。

○石井(啓)委員 確かに、建前上は強い要請が

あつて行ったということになるのでしょうか。

も、その実態はどうかと思ひます。

今回は、この「職務に関する準則」の中で、確かに第八条で「再就職制限」がうたわれておりまして、役員、それから局長級の職員、それから考査役を経験した役員または職員、これに即してその再就職の自粛期間を定めているわけでありまして、同時に第四項で、「政策委員会が特に認めた場合は、本条第一項から第三項までの規定を適用しない。」、こういうふうになっておりまして、これではせっかくつくった自粛規制が何かり抜けになってしまふのではないかと、そういう懸念もございすけれども、この政策委員会が特に認めるというのはどういうケースでございますか。

○鴨志田参考人 お答え申し上げます。

国家公務員の再就職制限におきましても、憲法上の職業選択の自由との調和を図りますために、人事院による承認ということとを条件に、兼職制限の適用を外すといひます。除外する道が確保されているわけでございます。私もといたしまして、そうした趣旨から、政策委員会が特に認めた場合に限りまして自粛ルールの適用除外とすることができるといふ旨の手当てを設けることとしたわけでございます。

ただ、現段階で「政策委員会が特に認めた場合」に該当するケースが具体的にどういふことかと、いうことを想定しているわけではございません。そうしたケースが発生した場合に、職務の公正性の確保という観点を踏まえながら政策委員会が判断するということにならうかと思ひますが、そういった判断は非常に限定的なケースに限られるのではないかと、いふふうに私自身は考えているところでございます。

○石井(啓)委員 安易な運用にならないようにお願いしたいと思ひます。特に、これは「自粛する」といふことですから、皆さんがみずから決めたルールなわけですから、みずからお守りになつていただきた、こういうふうには思ひます。それから、日銀職員の退職に関する制度という

のはそもそもどういふふうになっているのでしょうか。定年は六十歳といふふうになっておりますけれども、現状はもっと若いときからおやめになる、こういうケースも多いといふふうになっておりますが、現状、退職に関する制度について確認したいと思ひます。

○鴨志田参考人 日本銀行の退職制度についてのお問い合わせでございますが、私も、職員の処遇につきましては、これまで同じ金融機関として業務及び職員の勤務の形態がかなり同質的でございます。都市銀行を参考にしながら決定してまいつたわけでございまして、退職制度についても同様でございます。具体的には、平成二年から六十歳定年制といふものを実施しております。これは全職員に適用をされております。なお、職員の一部は、民間企業等から求められるという形で、定年前に退職し、民間に就職しているという状況でございます。

○石井(啓)委員 求められるという形で、形はそうかもしれませんが、実態はいわばお勤めしておやめになつていふことなのではないかと思ひます。

ちよつと時間がなくなりましたので、指摘だけしておきたいのですけれども、私は、決して再就職だとか天下りをやめろといふことを申し上げていふのではなくて、そもそもそういうふうな天下りをしなくとも済むような人事制度をつくるべきではないかという主張をしたいのでございす。今週号の週刊誌にも天下りリスト九百何人というのが出ていましたけれども、見てみますと、やはり五十代前半から大分若い方がおやめになつていまして、これは役所と同じそういう仕組みなんだなといふのがよくわかるのでございす。例えば、ラインのポストだけではなくてスタッフのポストを充実させた複線的な人事管理だとか、あるいは定年年齢自体の引き上げだとか、そういうことを考えた、天下りをしなくとも済む人事制度ということをぜひ考えていただきたと思ひます。それから、きょうは郵政省さんを実はお呼びし

ておりまして、株価対策、いわゆるPKOについてもお聞きする予定でございましたが、残念ながら質問時間が参りましたので、終了いたします。

○嶋田田参事 先ほどお答えしました中で、国家公務員の再就職制限に關しまして、法の兼職制限と私申し上げたようでございますが、これは再就職制限の誤りでございますので、おわびして訂正させていただきます。

○石井(啓)委員 終わります。

○坂井委員長代理 次に、西田猛君。

○西田(猛)委員 自由党の西田猛でございます。きょうは、中坊参事におかれましては大変お疲れさまでございます。質問をさせていただきます。

まず、今議題となっております法律案について審議いたしますには、どうしてもやはり住専の問題について、さらりとではありますけれども、おさらいをしておく必要があるのだと思います。

その意味も含めましてお聞きしたいのですが、まず第一に、平成九年三月三十一日現在の住専機構の損益計算書によりまして、特別利益として一兆二千億円の計上されておりますけれども、これはどのような内容でありましょうか。

○中坊参事 平成九年三月三十一日付の損益計算書の中で、確かに計上されております。

その内訳は、預金保険機構からの助成金が六千八百億円、すなわち税金であります。それから残りは、農林系金融機関からただでもらったという受贈金が五千三百億円、その合わせたものが一兆二千億円、このように相なっております。

○西田(猛)委員 おっしゃるようなことでござい

ます。

他方、当時よく言われた住専処理のスキームにおいては、住宅金融専門会社のいわゆる母体行、一般行、そして系統系とありまして、母体行、一般行については直接債権を放棄するという形をもつて負担をしたわけでございますけれども、他方、では、農林系金融機関についてだけはなぜ、

住専についての直接の債権放棄ということではなくして、住専機構に贈与をしたという形をとったのでしょうか。どうしてこういうスキームにしたのか、お答えいただけますでしょうか。

○山口政府委員 この点につきましては、農林系金融機関につきましましては、住専の設立や経営への関与の経緯から、住専の経営に全く関与していないため、金融システムの安定性確保に資する観点から資金贈与という形をとったというふうに理解しております。

○西田(猛)委員 いつもの鋭い銀行局長にされては全く理由のわからないお答えでありまして、総量規制がかけられて農林系だけが外されたわけですから、そこではいわざばと資金が住専に流れていったわけですね。にもかかわらず、今おっしゃったのは、農林系金融機関は設立にも関与していない、それから経営にも余り責任がなかったから、そういう意味での関与の薄さから贈与という形にしたのだということではどういふところであつて、本当にそんなに農林系の金融機関と

いうのは、この大きな、オーバーオールな住専問題について責任がなかったというふうに当局は認識しておられるのですか。

○山口政府委員 一般行あるいは母体行は、母体行はもろもろ母体になった主体でございますし、一般行もいろいろな形で関与をしておったということでございますので、若干ニュアンスとしては違ふのではないかとこのように感じております。

○西田(猛)委員 ニュアンスの違いをお聞きしたいのではありません、農林系金融機関の責任ということについてお聞きしたのでございます。これは、いわゆる住専国会のときにもかまびすしく議論が

されたところでありまして、この問題は、やはり今の日本の金融不安を招いている元凶の一つと言えるものでもありますから、これからこれは常々、事あるごとに反省をして、そして未来に向けて考えていかなければならない問題なのだと思います。もう何年も過ぎたから、これ

が終わって、そして住専を忘れてしまった、これからは住専機構の中坊社長に頑張ってもらいたい、回収していけばいいのだということではないのでありまして、この点についてはまた後ほど触れさせていただきます。

そこで、母体行、一般行とあつたわけですから、六・四九兆円の住専処理に伴う損失のうち、母体行、一般行が債権放棄した金額は各銀行それぞれ幾らかを、今教えていただければ教

えていただきたし、もし教えていただけないのであれば資料として提出していただきたしと思

のでありますけれども、まず御答弁いただけますでしょうか。

○山口政府委員 総体としては母体行が三・五兆円、一般行が一・七九兆円でございますが、各銀行別の具体的な数字につきましては、個別の内容でございまして、お答えは差し控えていただければと思

います。

○西田(猛)委員 それでは、今申し上げたように、住専処理に当たつてのいろいろな問題を摘出して未来に向けての解決策としていくに当たつては不十分なんです。

ですから、銀行検査についても、我々はいわゆる四行についての三三セツトの完全なる提出をお願いしております、大蔵委員会においては、黒塗りされたものはこれは資料でない、全く資料で

はございませぬから、我々は見なかつたわけです。そういう中で、今申し上げた、これは基本的な数字です。母体行や一般行が債権放棄した金額は各銀行それぞれ幾らかということがはっきりしない限り、この問題、これは中坊社長が今やつておられる住専機構の存立根本にかかわる問題ですから、ここをはっきりしていただきたしと思

うです。

○坂井委員長代理 後で理事会で協議いたします。

○西田(猛)委員 はい、ありがとうございます。

それでは、次に、預金保険機構からの〇・六八兆円、それから農林系金融機関からの〇・五三兆円の計一・二一兆円、これが冒頭中坊社長から御説明がありましたように特別利益として計上されて、これが、同じく第一期の損益計算書によれば特別損失として計上されているわけでござい

ます。この特別損失というの内訳はどのようなものでございましょうか。

○中坊参事 特別損失というのは、内訳ということとは旧住専七社に支払つておるという意味でありまして、それは各住専に分かれて支援金が行われているという事です。その一つ一つの、住専七社のどの会社に幾らかということとは、当社に帰ればわかると思

います。きょう現在私はちよつと記憶をいたしておりますが、いずれにしてもその金額が旧住専七社に支払われた、こういうこととあります。

○西田(猛)委員 今の中坊社長の御答弁のうち、金額がと言われましたけれども、特別損失のうち国庫納入金が入っているのではないですか、九億一千百万。

○中坊参事 ただいま申し上げましたように、特別損失が、一兆二千億と別に、何ぼになるかな、一兆三千二百六十六億。やや数字が違います。この数字の違ふところのうち九億一千百万が国庫納入金になっておりますので、問題の、今おっしゃいました一兆二千億は全額住専七社に支払われておる、このように御理解していただいて結構かと思

います。

○西田(猛)委員 はい、よくわかりました。

一兆二千億はすべて住専七社に対して支援金という形で今おっしゃったように出たものであ

りまして、それでは、これも後ほどで結構ですの
で、住専七社のそれぞれにどのような金額の支援
金が出たかということをお教えいただければよい
と思います。

このように、当時の住専処理のスキームとい
うのはかなり破行的なものであったのです。民間
金融機関の母体行、一般行は、そもそもまず債権
放棄をしないという中で債権放棄をいたしまし
た。他方、農林系金融機関は、その持つてある
債権を預金保険機構を通じて直接に管轄に贈与を
された。そして、それを政府からの預金保険機構
を通じての補助金六千八百億円とともにして、こ
れを住専七社に支援金として渡した、こういうこ
となんです。このスキームの立て方の中にも、
当時、政府内部でどういう議論が行われてきたの
かということが明らかになってくるのだと思いま
す。ぜひ中坊社長におかれては、今私がお願いま
しました、住専七社に対して各個別にどれくらい
の金額が出たかという資料を提出していただきた
いと思っております。

それから次に、今般の法律改正案ですけれども、
いわば、一言で言えばネットイングということだ
と思います。その年度内において国庫納付すべき
金額が出て、その国庫から受ける補助金とネッ
ティングしようということだと思ふのですけれど
も、これは従前言われているように、住専の職員
の皆様の士気を高めたり、それから国民の皆様
の前に、どういう資金の流れで回収が行われ、損
失が出たかを明らかにしようということだとい
う御説明があるのです。あるのですけれども、他
方、見ますと、先ほどまさにいみじくも銀行局長
が言われたように、住専処理のときに公的資金の
導入とされた六千八百五十億円、うち五十億
円は預金保険機構に出資金として残りましたけ
れども、六千八百億円が、当時もうどうしよ
うもないだろうという、いわばよく言われて
いた腐った債務を当時の時価に戻すまでのお金
に使われたわけですね。それは、国民の税金を使
って、経済状態がこうなつてしまつてこの部分
はどうしようも処理で

きないものだから時価まで落とさせてくれとい
うことで使われたわけですね。

そして、先ほどの委員に対する銀行局長の御答
弁でも、これはできれば国民からいただいたもの
だから返していければ返していきたいというふう
に言っておられます。私も、それはそうして
いくべきだと思います。六千八百億円、それこそ
もらいつ放しだということでは住専からお金を借
りた人たちが全く同じになつてしまつて、借り
たものは返す、まさにそういうことですね。であ
れば、幾らその回収ができたのだというところの
方をむしろ国民の皆様にも明らかにして、返すべ
きものは返していく勘定でやるべきなんですよ。

そして、国庫補助が出るというのは、これは本
来出ないはずだった損失、いわゆる二次損失が出
たから、それを民間の拠出基金と国庫補助で二分
の一ずつ負担しようというスキームを、これは二
次的につくつたわけですね。

したがって、ここで、本来国民に返すべき基金
と、予定されざるべきであった二次損失がたまた
ま出たからそれに対して補助金を出しますよとい
う補助金とをネットイングするのは、私は必ずし
も全幅の賛成ができるものではないというふう
に思ふのです。ここは議論があつてしかるべきだ
と思ひますけれども、まず中坊社長、いかがでし
ょうか。

○中坊参考人 ただいま御指摘のようなお考えが
あるのは、私も当然のように理解をいたしてお
ります。

しかし、既に投与をされてしまつた六千八百億
円を先に充当するの、あるいは今新しく発生す
るような国民の負担を削減する方向に考えるの
は、確かに、ある意味で両方とも国庫に入るわけ
でありますから同じことだと言へないわけでは
ないか。確かに、歴史的に見れば、先にその
ようなことをしたのだからそこから満たしていけ
ないというのが一つの方法であらうかと思ひま
す。しかし、いずれにいたしましても、当社は一昨

年の七月二十六日に新しく発足した会社でありま
して、私たちにまず与えられておる譲り受け価格
のものを全額回収すれば国民に二次負担をかけ
ないで済むわけでありますから、私としては、社
員一同に對しましてどのような姿勢でいくのか、
過去のことはいざ知らず、我が社が国民の新しい
税負担にならないよう努力しよう、やはり、職員
の倫理の上からおきましてそういう目標を掲げ
ることが絶対に必要ではなからうかと考えてお
ります。

そしてまた、私の承る範囲では、その前の六千
八百億円につきましては、さらに別の基金ができて
おるとも聞いておりますし、その運用益をもつて
やるということにもなつております。いささか少
しではありますけれども、昨年の決算のときに行
いました九億円のというのはその六千八百億円の
一部に投入されるものだと理解をいたしておりま
す。

私としては、やはり四兆六千億をさつと回収し
て、そういうことが全部できて国民に負担をかけ
なければ当然のように国庫納入をいたして、今出
ておる六千八百億の削減ということに向かつて、
またこれは次の段階として全力を挙げて処理して
いきたい、このように考えておるところでありま
す。

○西田(通)委員 もちろん頑張ってくださいなん
です。本日に社長には頑張つていただきたいの
ですけれども、ところが、今おっしゃつたところは、
住専処理の基本的な考え方、基本的なスキームと
ちよつと違ふところがあるのです。

というのは、当時の住専国会のときには、六千
八百五十億円の公的資金導入、それ以外には国民
の皆さんには御負担をおかけしたくない、極力お
かけしないという答弁が立てられているわけ
です。これは全く引き受けられた中坊社長の御責任
ではありませぬし、中坊社長はもう頑張つてい
ただくしかないのであります。ですから、これは政
府のむしろスキームの問題点を指摘されるべきだ
と思ふのです。

例えば、大蔵大臣、この第三百三十六国会の衆議
院で、当時の銀行局長西村氏はこのように答えて
いるわけです。この二次ロスは、私も私としては
生じないように万全を尽くしていった上です。こ
の次はそういうものが生じた場合には備えをして
おく必要がある、こういうおっしゃりようだった
のですけれども、二次ロスについては生じないよ
うに万全を尽くしていくことをまず言つて
おられます。

ところが、そのスキームをお受けになつた中坊
社長は、最近のある雑誌でのインタビューでこ
ういふふうに言つておられるのです。「譲り受け
価格は平成七年一月の路線価格をもとにして
いるが、時価で売却しなければ意味がない。ひどい物
件では譲り受け価格の半分以上に下がつてい
るものもある。その意味では、譲り受け価格に拘束さ
れるといつても、二次ロスが出るのは必然だろ
う。」と。確かにそうだと思います。あのときの
価格で買い取らせて、さあそれから回収しろ、売
れといつても、まだこんなに相場が下がつてい
っている現状では二次ロスが出るのはいわば当然な
んであります。

しかも、ましてや、先ほど来るる御議論があ
りました、二次損失以降というか、一次処理には
含まれなかったものでも、現にいう回収不能だと
か価値がほとんど下がつていっているというよう
なものも含まれていたのではないかと、この
指摘があるわけです。中坊社長の試算によれば、
それが五千億円分ぐらいあるだろうというふう
にいろいろところで言つておられます。

こういうものを潜り込ませた上で住専機構が設
立され、住専スキームが起つて、またここから
て今度は二次ロスの二分の一の補助金。これは、
毎年例えは住専でロスが出た二分の一ずつ補助金
が出ていくとすれば、国民の目の前に明らかにな
るわけですよ。例えば平成十年決算で住専が百億
円のロスが生じた。そうしたら五十億円国庫から
出ていくわけですね。国民ははつきりわかります、
五十億円また税金が出たなど。他方、こちらで中

坊社長あるいは職員の皆様の血のにじむような努力で、取れないかもしれないかと思つていた債権が例えば二十五億円でも取れたとしましょう。そうしたらそれはそれで国庫に納付してくださいよ。国民の皆さんは喜びます。よくやってくれた。その方がよくわかるのです。でも、他方五十億円また出ていった。これは住専処理のスキームがそもそも根本的に間違つていたのだということを常々思い知る必要があるわけですよ。これをネットティングしてしまつと、国民の意識は薄くなつていくのです。

最近の記事で、中坊社長が、信用枠も逃さへんで、こう述べておられて、その中で、論評によれば、「それは、回収可能と評価した住管機構への譲渡債権の中に、「キズあり債権」を潜り込ませ、潜り込ませでよ、「世論が住専を忘れたころに、少しづつ二次損失として財政資金との折半で処理する作戦と推察できる。」というふうに見破れているエコノミストもいるわけなんです。

これらについて当局の方から、おさなりではなく、本場のところでお答えをいただきたいのですが、大蔵大臣、まずどのような御感想をお持ちですか。

○松永国務大臣 事務方から今までの経過も含めて答弁させますから、お聞き取りください。
○山口政府委員 西田先生、大変緻密な論理の展開で、私はそれを否定するものではありません。そういった御議論があることは当然予想されます。

ただ、例えば国庫と住管機構との関係からいいますと、ネットティングしてもしくなくともそれは同じだということ、これはよろしゅうございませぬ。そうすると、今一番大切なことは何かというと、国民負担を一番小さくする。中坊社長の方で物すごく努力されて回収を図っておられる。それは職員がやる気を出さないと回収が進まないわけです。もうだめなものはないかというよりは、一生懸命やっていたら、そのインセンティブを与えるためのネットティングでございませぬ。

先生のおっしゃっているのは、それだと二次ロスの話とわからなくなるじゃないかと。その点につきましても、住管機構が決算概要説明の場において回収益と二次損失の額を説明することにより、国民の皆さんには前の制度と同じようにデイスクロージャーをされますので、そこはそういつたことは国民に明らかにされる。しかし、いづれにせよ中坊さんの方で一生懸命やっていたているのをそのインセンティブを与えないと、回収自身が本当に少なくなつてしまふと、結局は国民の方のツケがふえるということになりますので、その点は御理解願ひしたいと思います。

○西田(猛)委員 大臣からの御感想が何えなかったのが大変残念なんですけれども、どうでしょうね、大臣、この住管に六千八百億円の資金が投入されたわけですよ。そして、それを返していく。その国民の皆様からいただいた税金を少しでも返していくために本来取れなかったかもしれない債権を回収していくのだというの、これは立派に職員の皆さんのインセンティブになるのではないですか。ネットティングする方がなるのですか、社長。

○中坊参考人 ただいまのお考えのような御意見もあろうかとは思ひます。しかしながら、当社の社員に対して私が一番厳格に戒むべきことは、決して税金の負担を君たちの手によつて起こさずしてはならないのだ。あなたたちは、旧住専七社の当時、結果的に会社が倒産して、それほど大きな倒産であつたために結果的に六千八百億円という国民の税金でもって後始末をしてもらわなければならない。その後始末を引き受ける我々として、まず第一に考えるべきは、新しい税負担を僕らの手では出さないようにしよう。そこで旧住専七社と当社との根本的な違いなんだ。だから、決して国民にこれ以上負担をかけない、このことを我々のすべてに考えようということをやっておるわけでありまして、そして私たち自身としては、きょう現在もいわゆる貸付債権四兆六千億というのは全額回収するつもりでやっております。しかも、十五年じゃなしにその半分ぐらいで回収しよう。

既にその二〇%強を現在回収しておるわけでありまして、このようにして、結果的に国民に迷惑をかけないようにしようということが第一でやっておるわけでありませぬ。

続きまして、確かに、それをネットティングしたからわかんないか、こつちならすぐ国庫納付したのが何だ、九億円としてのじゃないかと。いうことでもありますけれども、ただいま銀行局長がおっしゃられましたように、幾らもネットティングしたのかということとは私は既に明らかに、これからもしていきたい。特に私自身は、一カ月に一回定例の記者懇話会というのをやっておりますし、その席でも、この貸借対照表あるいは損益計算書、それに関する説明をいたしております。

今後とも、このような会社の会計手続の中はすべて公表をしていきたい、そして透明化を図っていくたい、このように考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思ひます。
○西田(猛)委員 社長のおっしゃることは常々よくわかつております。

そうしますと、社長、一言だけ決意を述べておいていただきたいのですが、要するに、今回の法改正によつてのネットの剰余でできれば七年半ぐらいで六千八百五十億円を返していきたい、こういう決意でよろしいのですか。ネット後の剰余で六千八百五十億円を返すということですか。
○中坊参考人 正直申し上げまして、そこまでの確信を今持つてゐるわけはありません。

私は、これ以上新しく国民に税負担をかけないということが第一義でありまして、先ほどから申し上げておりますように、もっとたくさん回収できれば、それは言うまでもなくもう一度、納められた六千八百億、正確に言えば六千七百九十一億になるのですけれども、それだけのものに充当をしていくような形で経営していきたい、このように考えておるわけでありませぬ。
○西田(猛)委員 そういたしますと、もう一度だけ確認しておきたいのですが、二次損失に対しては国民の負担、半分です、これをまずは毎年度

毎年度でなくして、そうやって国民が負担させられるべきであつた二次損失の回避、それも含めて、今おっしゃつたのは十五年ではなく半分ぐらいの期間で六千八百五十億円返していこう、そういうことですか。要するに、これから起る剰余で全部返していくということですね。

○中坊参考人 おっしゃつていただきますように、剰余というよりも、その二次負担にかけないためには、まず一つは二次ロスそのものを少なくしないといけません。少なくさせるためには、僕の方としては、先ほど御説明したように、四分額に取つてきたものがあればその範囲内でやりましよう、いわゆるその二つの一は常にこちらで今会社運営をいたしておるわけですから、そのことがすなわち、担保物件何は安くてもええわとか安易なことで取り立てなくて、やはりとことんまで取り切るという態勢が必要だ、このようにも考えてやっておるわけですよ。

したがいま、今おっしゃいますように、それが全部七年半でできるかと言われると、少なくとも現行の計画がそのとおりいけばそれは可能でありますけれども、先ほどから申し上げていますように、第一次損失処理の中で出てきた国民の税負担の六千八百億円、正確には六千七百九十一億円は、そのための特別基金がまた銀行から組まれておつて、そこからもその六千八百億が随時返済されておるというふう聞いておりますし、我々としても、先ほど言いますように、余つてくれればそれは即国庫納付をして六千八百億円が一円でも少なくなるように努力をしていきたい、このように考えておるところであります。

○西田(猛)委員 わかりました。
そのような中で、やはり今お受けになった営業貸付金といえますか、そういうものを少しでも有利に売つて、そして利益を上げていっていただきたいというふうな思つてゐるのです。
そんな中で、先ほど来も議論に出ておりました、きょうも新聞に出ておりますけれども、子会社や

孫会社や関連会社などに資産を譲渡して住管の皆さんの追及を逃れる例がよく見受けられるのでありますけれども、これはやはり、我が国でいわば連結決算制度とかあるいは商法、企業会計基準上のいろいろな制約があるから、そういう別の法人に移ればもうそれでなかなか追及の手が及ばないというふうなことが出てくるのだと思います。

そこで、これは政府全体として検討するべき事項ですけれども、連結納税制度の導入、それから子会社、孫会社等も通じた法人格の否認とか、いろいろの問題がございます、そういうものでやはり総体的に不良債権の取り立てをしていかなければいけないと思います。

御存じのように、米国においては司法省や国務省とも連携して、海外に逃げた資産も調査対象にして徹底的に追及をしたというふうに言われています。我が国ではまだなかなかそのような体制が整っておられないようですけれども、そういう体制を立てるために今後どういうふうな措置をとっていったらいいというふうにお考えでしょうか。当局及び、もし中坊社長の方から御要望があればお伺いしたいと思います。

〔坂井委員長代理退席、委員長着席〕

○中坊参考人 この際、今御質問いただきましたことについて一言申し上げたいと思うのです。

正直言つて、この法律は、そのような場合に、今おっしゃるような財産隠匿等が行われておることがあり得るということを前提にして、預金保険機構の特別調査権が当社には及ぶということになっております。

そして、この特別調査権というのは、率直に言つて大きな威力を発揮しております。特別調査権というのは二つに分かれておまして、一つは銀行に問い合わせる権利というのか、問い合わせられれば銀行は答えなければならぬ。それからもう一つは、債務者のところへ立入調査をするということによってその実態を解明しようという武器というのか、そういう方法でありまして、それが今行われておまして、かなりの成績を上げております。

しかし、それがやはり公的資金と関係しているからそれは可能だということも、また現行法の方ではやむを得ないかもしれないけれども、少なくともそういうように隠すということに対して、それを暴くための力が場合によっては必要であるし、現に当社においては、先ほど言う債権回収ができる中の大変な部分を預金保険機構との連携の中でその成果が出ておるものと考えておるわけでありました。

しかしながら、先ほど少し触れましたように、アメリカで、私も正確な言葉は知りませんが、関連会社破産法というふうな特別法があるようでありまして、その債務者をすべてグループとしてとらまえるという物の考え方でありまして。現在、我々としては、その特別調査権を行使しまして、別会社と言つても、この金はどこから出た、そういうのを一つ一つ証拠を積み上げていってそれは同じグループであるということと処理していきまければ、もうと大胆にやらなければ、またその隠しが上手ですとなかなか発見できないようになります。そういう意味ではすべての会社が関連会社を持つております。しかも、その数は百とか二百とかいうように、多数の会社をこしらえて財産隠匿を行つておるのが現状であります。そういう意味では、確かに今御指摘いただきましたように新しい法律もまた必要ではなからうか、私個人はこのように考えております。

○西田委員 当局からの御答弁よりも、よく今の中坊社長の御趣旨を体していただければというふうなことを考えております。

それから、そんな中で一条の光明と申しますか、これは、外国の証券会社が今日本へやってきて、日本の不動産がこれだけの低水準にあるから、これを買って証券化して、そしてそれを外国の投信に組み込むなり外国の投資家に売り出そうというふうな動きが出ておるようでございます。現に、あるビッグハウスが日本の大きな不良債権を買い取つていったという報道がなされておりますけれども、そういう不良債権を外国人が買って証券化

して外国で販売する場合の我が国内における課税関係についてはどのようになるか、ちよつと急ですけれども、よろしいでしょうか。

○尾原政府委員 お答え申し上げます。

証券化された商品を海外の投資家が買った場合の課税関係でございますが、いろいろな形態が考えられるところでございます。

実際のスキームが例えば債券利子という形でございしますならば、我が国の法人が支払う場合には、我が国で源泉徴収により課税が行われるというところになるわけでございます。

○西田委員 それでございますか。不良債権が移る時点では……

○尾原政府委員 もう一段階、その前の段階が確かにあるわけでございます。証券化する場合に実は不良債権をその法人に移すことになってまいります。仮にSPC等に譲渡した段階では、その譲渡価格が適正なものである場合には、譲渡した金融機関サイドにおきましてその損失が損金算入されるということになるわけでございます。

○西田委員 ありがとうございます。

終わります。

○村上委員長 次に、佐々木陸海君。

○佐々木(陸)委員 日本共産党の佐々木陸海です。どうぞよろしく申し上げます。

まず、大蔵省にお聞きしたいと思いますが、九六年の住専処理をめぐって、いわゆる二次損失の穴埋めをするための金融安定化拠出基金の設立などの取りまとめに当たつていた杉井孝審議官が住専の母体銀行などから過剰な接待を受けていたとの疑惑が報道をされております。

この問題は、十八日の予算委員会では我が党も取り上げました。ここで山口銀行局長は、杉井審議官がいわゆる銀行局別室のヘッドになったのは九六年二月であり、住専のスキームは十二月の閣議決定で決められ、一月の閣議了解で具体化された、その後は閣議決定に基づいて各金融機関が調整をみずから行ったと言ひ、杉井氏は住管機構の立ち上げに従事していたというのが主だと思ひます。

金融機関の負担額を彼が幾ら幾らと割り当てたということでは、そういう意味ではないと、杉井氏の関与を否定する答弁をいたしました。実際にそうだったのかという問題であります。

一月の閣議了解は、スキームの大枠は決めたものでありますけれども、細部の調整は全くその後のことでありまして、二次損失のための金融安定化拠出基金については、一兆円という規模は決まっておりますが、出資を求められる関係金融機関の範囲や業態ごとの負担額は未確定でありました。この調整が最終決着したのは七月の初めでありました。大蔵省から各業態ごとの負担額が提示され、各業界がそれを受け入れるということで七月に決着をいたしました。

この決着に至る二月の段階での報道ですが、金融安定化基金への拠出額をめぐり、「住専負担をほかに押し付けようとする各業態間の内ゲバ」は、激しくなるばかりだ。これは九六年二月二十日の読売の報道です。こう報道されるような状況がありました。こういう業態間のつばぜり合い、内ゲバの調整は大蔵省も関与し、その中心の役割を杉井氏が果たしたのではありませんか。

○山口政府委員 この基金の総額が一兆円というふうに決められたのは、先生御紹介いただきました一月三十日の閣議決定、平成八年でございますが、その決定でございます。したがって、当局としましては、総額がこの一兆円になるように関係者にいろいろとお願いをしたということでございます。

私がさきの予算委員会で申し上げたのは、何とか銀行、あなたは幾らです、あなたは幾らですというふうなことをやっていたわけではありませんが、こういうことをやっています。少なくとも一兆円という枠がありますので、それが実現するようにいろいろお願いをしたということで、個別行についてどうこうしたということはないというふう聞いております。

○佐々木(陸)委員 その答弁で山口銀行局長は、各金融機関が調整をみずから行ったというふうに

言っておられるわけです。
九六年二月二十七日付の毎日新聞にはこういう報道があります。

大蔵省は二十六日、住専の処理問題で、金融機関関係者と協議。住専母体行の部長クラスのほかに、農林中央金庫など農林系金融機関の代表が初めて出席した。同省からは体制強化のため銀行局業務になる杉井孝主計局長らが出席、同処理問題の解決に向け、協議を断続的に続けていくことを確認した。今後は預金保険機構内に作る金融安定化基金への出資や、住専の資産を引き継ぐ住専処理機構への低利融資などを具体的に詰めていく。

というふうに述べています。同様の内容は、同日付の日刊工業新聞でも報じられています。

まさに、杉井氏が金融安定化基金への出資額の調整役をやっていた、協議を断続的に続けていくその主導をやっていたということではないのでしょうか。予算委員会以来の山口局長の答弁は、そういう意味では虚偽答弁と言わざるを得ないと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○山口政府委員 先生のおっしゃる調整ですけれども、一兆円という枠が決まっておりますので、それは各業態別でいろいろ、私の方は少なくともこれという意見が出てくるのは当然だと思えます。それを、いや全体で一兆円になるようにひとつよろしく願いますと言ふことは、それは広い意味では調整かもしれないが、私が否定したもの、各銀行で、あなたのところは幾らです、あなたのところは幾らにしない、あるいはここを減らしてここをあやすというようなことを各行別にやるのかということをやったわけではあります。つまり、一兆円という枠が決まっておりますので、それにはまるようにひとつ各業態、代表者だっと思えますけれども、その代表の母体行の人に、一兆円になるようにやっていただかないと一兆円の枠が埋まりませんので、そういった調整ということであれば、それは当然やっております。はい、そうです。

○佐々木(陸)委員 つまり、先ほど言いましたように、業態間での内ゲバまで起こっているような状況だった。そこで、どの業態はどうするか、どの業態はどうするか、そして個別の金融機関はどうするかということが最終的に決まっていたわけでありました。そのいわば協議の中心を担っていた、これが杉井氏であったわけでありました。

九六年三月十九日付の日経金融新聞。大蔵省銀行局、援軍が奮闘という見出しで、杉井氏は最近、民間金融機関の幹部と頻りに会い、民間とのパイプ役を買って出ていると、銀行界によく名を知られている杉井氏の仕事ぶりを描き、ある都銀企画部幹部の「杉井氏の登場で省内の情報が伝わり、本音で話せるようになった」との言葉を報じております。企画部というのは、MOF担の担当部局の幹部であります。その人物が、杉井氏から省内の情報が伝わるようになってきたということも言っているわけでありました。このような当時の状況を重ねると、今の杉井氏の接待疑惑の報道というのは極めて真実味を感じさせるものを持っているわけでありました。重大な疑惑と言わざるを得ないと思います。

そこで、大臣に最後にこの問題でお聞きしたいと思えますが、接待の有無を明らかにするための五百五十人を対象とする調査とこういう重大な疑惑のある杉井氏の調査などとは同列ではないのではないかと申すのですが、大臣は同列にやるという認識でしょうか。大臣の認識をお伺いしたいと思います。

○松永国務大臣 委員からも、それから先生から、予算委員会でもいろいろ御指摘をいただいております。参考にはありますが、私は、その中で参考にするべきものは参考にするが、やっていたかという気持ちはあるわけですが、それからもう一つは、これはどなたでしたか、五百五十人を全部一列でやろうとするから手間暇がかかるんだ、重立った者を重点的にやったらどうかという話も聞きました。私は、それも一つの参考になるな、こう思っています。

いずれにせよ、杉井次長も内部調査の対象でありますし、それからまた報道も相当あるわけでありまして、一般の人よりも重点を置くというのか、そういう感じを持ちながら調査を進めているところでありまして、もう少しひとつ時間をかけていただきたい、こう思います。

○佐々木(陸)委員 公的資金を投入した住専処理のあり方というものは国民的な大問題になったものであります。その処理策を確定する過程で直接の当事者である業界から接待を受けていたということになれば、それだけで重大な行為であります。その上、接待の結果、仮に特定の業態、特定の企業に便宜を図っていたとすれば大蔵行政の根幹を揺るがす問題になる、そういう認識を大臣はお持ちになつておられるかどうか。ちよつと私は今の答弁を聞いていて疑わしいというふうにも思っています。もちろん、彼が調査の対象になつていことは当然前の話なので、調査の対象になつていことは当然前であつて、しかし、こういう疑惑がかけておられる者について、ほかとは切り離して早く調査をして発表する、ヒアリングをして、必要な調査をして、その内容を国会に公表すべきじゃないでしょうか。そうお思いになりませんか。もう一度、大臣。

○松永国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、五百五十名を一行にやっていくのではなかなか調査の内容をまともな上げるのが時間がかかる、だから、重立った者というのか、上の方を先に内部調査をしたかどうか、そういうアイデアも出していただきた。そのアイデアは、私は参考にしたかと思っております。

それからもう一つは、新聞によく名前が出たところ、あるいは週刊誌等に名前が頻りに出るような人について、これまたやや優先度を先にして調査を進めていかないといかぬ、そう思っております。あります。

しかし、それが法律上どういふことになるかという問題は、これは私どもの所管ではな

いわけでありまして、それは別のところでやっていたかとして、要するに、私どもがやっておるのは、国家公務員法あるいは人事院規則、これらに基づいての行政上の処分の対象になるかどうか、どういふ処分をすべきかどうか、それをするための実態調査でありますから、その点は御理解願いたい、こう思うわけでありました。

○佐々木(陸)委員 ですから、そういう調査であれどうであれ、問題になつておられる人たちは、ここは委員会で言いましたけれども、ここに答弁に出てこられるような皆さん方については早く発表しなければ、私たちも、国会の審議としてもまともに進まないではないかというのを重ねて申し上げておきたいと思つたのです。

時間がありませんから、次に、中坊社長にお伺いしたいと思います。

住専七社から譲り受けた債権、この資産の実際を調査する中で、本来一次ロスとしてカウントされるべきものがかなりあった。先ほどちよつとお話が出ましたけれども、その実態はいかなるもので、そしてそれをどう対処してきたのか、これからどう対処されていけるのか、その辺のことについてちよつとお伺いさせていただきます。お願いします。

○中坊参考人 確かに、既に申し上げておりますように、譲り受け価格の中に本来譲り受け価格として支払うべきもの以上のものがあつたのではないかと申すことは、当社といたしまして現場において指摘をいたしました。

そのことは、大きく分けまして二つに分かれておりました。担保物件に瑕疵があるのにその瑕疵を見逃して譲り受け価格の中に入っているのじゃないか。そのために、実態調査をいたしました。一千億円は第一次損失に加算して処理していただくといふふうにお願ひいたしました。それだけすなわち譲り受け価格が下がったわけでありました。

二つ目には、今度は信用に瑕疵がある。それには担保物件はないのだけれども、この会社は収益力があつて金を返していただけるのだという主張のも

とに、担保なしでいわゆる信用枠で認められておるものが、当方で計算いたしますと約七千億ございまして、その中の一部がもう既に、十月一日に譲り受けた当時にはその信用がない、いわゆる不渡り等を出して既に倒産しておるのに信用があるとするのはやはりおかしいのではなからうかという指摘をいたしました。

その分につきましては処理をいたしましては、一応、先ほど言った四兆六千億の中の一部を特別枠にいたしまして、その額の最終的結末はこの法律の十五年先に決める。それまでの間、本来は、私をして言わしめればいわゆる疑似四分額に相当すべきものでありますから、そのお金も当社は銀行から借りておるわけですから、その借り入れの金利だけは払ってくださいます、そのようなことで一応大蔵省とも私たちは合意いたしまして、そのような方法で解決をいたしております。

それでは、その七千億のうち幾らになったかということにつきましては、鋭意、我々の方でいたしましては、預金保険機構を通じて具体的な案件ごとに検査を続けていただいております、もう早晩、最終的な額が決まるものと考えております。

○佐々木(陸委員) もう一つお伺いしたいと思うのですが、旧住専七社とそれから母体行との関係、関係者の責任ということにかかわって、この母体行の紹介融資の実態、その責任などの追及もなさっておられるようですね、その辺の母体行の責任にかかわるような実態といえますか、それに対してまたどう対処しておられるのか、その辺のことについてちょっとお聞かせください。

○中坊参考人 私は、このような場合、関与者責任と言っておるわけですが、それは大きく分けて三つの形態があると思っております。一つは、言葉はちよつとどうか知りませんが、いわゆるゆるばば抜きと言われている、劣悪なものを紹介したというばば抜き。それから二つ目には、極端に甘い経営の場合の経営者。そして最後に、先ほども出ておりますように、債務者が財産を隠匿するのになまぬお手伝いをする、このような隠匿責任

に呼応している場合があるのではないかと。

そもそも、その言葉で言うならばあるいは甘いとは一体何かというのを決めてからなければいけない。それは、先ほども言っていますように、譲り受け価格が貸した金のいわゆる二割にも満たない、その担保物件がさらに実価下がりしているわけですから、そういうような劣悪債権を紹介した場合、あるいは個々の案件の中において不正だと思われるものとして報告された場合、あるいは当国会において審議された中で具体的な名前が出てきたもの等を集めました実態基準というものと二つの基準をもちまして、我々でそのための関与者責任追及弁護団をつくったところで、約半年ほどかかって調べ上げていただいたのが五千二百件ございました。

そして、その中においてやはり我々としては、最終的には法的責任を裁判所においても明らかにしないといけない。そうすると、単に劣悪債権を生じさせたというだけで法的責任が追及できるものかと考えました。そういうことの中から、その中において不正な要素が入っている、あるいは劣悪の上にも不正な要素が入っている、あるいは経営者の甘いという中においては、それプラス、甘いというだけではなしにその甘さが背任的な要素を含んでおる、このような事実を選び出してきたわけでありまして、現在その総数は二百八十七件に及んでおります。そして、そのうち既にこの二月に八十何件をすべて、その相手方になられる方に我々として問い合わせをいたしております。やはり、相手方の言い分も聞かないと我々の決定はできないと思ひまして、現在相手方の言い分を聞いておる、これが現在の状況であります。

○佐々木(陸委員) そういう実態をお聞きするにつけても、大蔵大臣、住専処理のスキームというものに私たちは真つ向から反対でありました。六千八百五十億円も反対でありましたし、そして二次ロスが出た場合に、金融機関として政府、最終的には国民がこれを何か割り勘で負担する、そんなばかな方式はないということを申し上げてま

いりました。今のこの中の実態を見ましても、やはりそういうやり方は正しくなかったということをお私にはつきり申し上げておかねばならぬというところを、大蔵大臣に、質問はしませんが、申し上げておきたいと思ひます。

そして、最後に、中坊社長さんにもう一点お聞きして終わりにしたいと思ひますが、社長さんがお書きになったものの中でこういうことを言っております。「当社は、債務者に対して、全人生をもつて贖つてもらふ。死ぬまで追ひ求めることを回収のプロの第一歩と思ひます。ただ、血も涙もない回収はしない。」ということも言っております。

私、こうして国会で仕事をしておりますと、最近、バブルの時期に銀行などの過剰融資を受けて、そして今、銀行がその決着をつけるためにということでも血も涙もないような競売をかけたたりして、個人の財産が取り上げられて本場に困つていくというような訴えがたくさん来ているわけですから、これは銀行の方に貸し手の責任がある問題であります。銀行はけしからぬという立場で私たちはやっておりますが、この血も涙もない回収をしないという観点について、もちろん本場に悪い借り手がいっぱいいるわけですから、そういうのは本場に容赦なく追及すべきだと思ひますけれども、そうでない例外もあるのではないかと思ひます。それに対する配慮は、こういうふうに行つておられますけれども、行き届いていないのでしょうか。そのことについてちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○中坊参考人 ただいまお尋ねの件に関しまして、当社がどのように対応しているかについて若干申し上げたいと思ひます。

まず私は、債務者を大きく分けまして、住宅ローンの債務者と事業者ローンの債務者に基本的に分けております。と申しますのは、今総計約二十万人ほどのあるいは二十万社の債務者がいらつしやるわけでありまして、そのうち十七万人と

の二つをまず分けることを考えております。そして、住宅ローンというのは、庶民の方々がうちをお買いになつて、あるいは建てられて、そしてバブルの結果大変な、ある意味において実質上の被害者の一人でもあるかと思ひます。そのような人と、先ほど言うように借りたものはもつたものだと思ひます業者とはやはり区別していかねばならない、これがあくまで基本であります。

そして同時に、そういう弱者というように人に対してしましては、私は、その本にも書いてあるように、まさに血も涙もない回収はしないことが正しいのである。そういうことから、率直に言ひまして、まず競売件数というの、大体我々が握つておつたものの一割程度しか現実にはいたしておりません。それよりも、みんなに申し上げますことは、そんな法的措置は味の素みたいなもので、ばつと振りかけるみたいなものだ、だから、本場に取らうと思ふならやはり任意交渉、任意返済です。やはり相手方に納得をもらつて払うことが必要ではなからうか、このように考えております。

そしてまた、私自身をいたしましては、世の中间でいろいろこのような債権を回収するところで、これは住宅ローン、事業者ローンに限らず、いろいろな不平不満あるいは疑問が出てこられる場合があるわけでありまして、私は、社長に就任して一つつくりました制度は、相談室というのを当社の中に設けました。そして、その件数に限つてだけは社長である私が全件見ることにいたしてあります。多い日には日に二十件ほどの件数が参ります。その一件一件について、私自身はそれに直接関与をいたしております、それに対して指示をいたしておる、このようにしておるわけであり

○佐々木(陸委員) ありがとうございます。終りです。

○村上委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後八時五十三分開議

○村上委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。各案に対する質疑は、去る十八日に既に終局いたしましたのであります。

これより各案を一括して討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

○衛藤(征)委員 私は、自由民主党、社会民主党・市民連合を代表して、ただいま議題となつております特例公債法案を初めとする三法律案について、賛成の討論を行います。

まず、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について申し上げます。

平成十年度予算は、財政構造改革法に従い編成され、前年度当初予算に対して一般歳出について五千七百五億円、一・三%の縮減を達成するとともに、公債減額一兆二千五百億円を実現するなど、財政構造改革のさらなる一歩が進められております。

その中で、特例公債につきましても、前年度当初予算における発行予定額から三千四百億円の減額したものの、なお引き続き発行せざるを得ない状況にあります。本法律案は、このような極めて厳しい財政事情のもとで、十年度予算の財源を確保し、財政運営を適切に行うため、まさに必要不可欠なものであります。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案におきましては、法人税の基本税率を三七・五%から三四・五%に引き下げることであります。この水準は、戦後のシャープ税制改革以降最低の水準であり、また、アメリカの連邦法人税率をも下回るものとなっております。加えて、中小企業に配慮し、軽減税率も二五%に引き下げることであります。さらに、課税ベースについて、国際的な潮流を踏まえて適正化が図られております。

このように、本法律案は、公正、中立で透明性の高い法人税制を構築し、新規産業の創出や企業活力の発揮など経済構造改革の推進に資する観点から、極めて重要なものであると考えております。次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案におきましては、まず、金融システム改革に迅速かつ適正に対応し、市場の活性化に資するため、金融関係税制について、有価証券取引税及び取引所税の税率の半減等を行うこととしております。

また、土地をめぐる状況や現下の厳しい経済情勢にかんがみ、土地住宅税制について、地価税の臨時的な課税停止、個人、法人の土地譲渡課税の大幅な軽減、居住用財産の買いかえに係る譲渡損失の繰越控除制度の創設等を行うこととしております。

さらに、沖縄の経済振興や中心市街地の活性化に資する措置が講じられるとともに、阪神・淡路大震災の被災者等に対する支援措置なども盛り込まれております。

このように、本法律案においては、最近における金融経済情勢を踏まえ、経済社会の構造的な変化及び諸改革に対応するために、従来にならぬ思い切った措置が講じられております。

以上、これらの三法律案はいずれも重要であり、法案の速やかな成立を期待し、賛成の討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 次に、中川正春君。

○中川(正)委員 私は、民友連を代表しまして、

平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案、法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対して、反対の立場から討論を行います。

まず、いわゆる特例公債法案について、反対する理由を申し述べます。

本法案では、予算総則に書かれた七兆一千三百億円の範囲内で特例公債を発行できることとしておりますが、景気対策のための思い切った減税を実施するということならまだしも、これまでの橋本内閣の政策判断の誤りや行政改革による歳出削減の不徹底の結果として、将来の世代へのツケ回しにつながることは極めて問題であります。

また、私どもは、従来型の公共事業を野方図に繰り返す効果しか生まない現在の建設公債と特例公債の区分そのものを見直すことを繰り返して求めてきたところであり、この意味からも、実行すべきことは、この特例公債法の制定ではなく、財政法の公債に関する規定の改正であります。

厚生保険特別会計年金勘定からの七千億円の隠れ借金、年金会計全体の累積では約四兆五千億円のにも上る隠れ借金の返済について、後日返すというだけで、期限と方法が具体的に明示されないという方策も強く批判されるべきであります。

次に、法人税法等の改正案についてであります。

法人税の税率引き下げと課税ベースの適正化につきましても、その方向性は当然ですが、税率引き下げ幅は極めて不十分であり、欧米先進国並みに実効税率を思い切つて四〇%に引き下げる措置が不可欠であります。政府の小出しの方策では景気対策の効果も得られないことは、このところの株価等の推移を見ても明らかであります。

また、基本税率や中小法人等の軽減税率を引き下げながら、大規模な生活協同組合等への特例税率三〇%をそのまま据え置いたことは不公平であります。

最後に、租税特別措置法等の改正案についてであります。

私どもは、本法案のうち、土地流動化対策、沖縄経済振興、福祉・環境対策、阪神・淡路大震災被災者対策等につきましては当然の内容と考えますが、その他の部分につきましては、住宅ローン等の減税を初めとして国民生活にかかわる減税が不十分であり、あるいは不適切と考えております。自動車関係諸税の特例税率五年延長につきましても、暫定税率による安易な増収策を踏襲したこととは問題であり、公共事業の重点化、効率化並びに自動車ユーザーなど納税者の立場から見直すべきとの声があることも事実であります。

また、既存の租税特別措置の整理合理化については、新設五件に対して廃止はわずか一件、企業関係租特見直しの増収額は約二百億円にすぎません。これこそまさに業界の既得権を保護し、経済構造改革に不熱心な政府・与党の本質を示すものであります。

以上、るる申し述べました理由から、民友連としては三法案のいずれにも反対であることを重ねて申し上げます。私の討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 次に、石井啓一君。

○石井(啓)委員 私は、平和・改革を代表し、ただいま議題となりました法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論を行います。

今国会におきます審議では、景気対策が大きな課題となりました。そもそも今日の我が国の景気悪化は、平成九年度にデフレ予算を編成し、消費税率引き上げ、特別減税の廃止、医療保険料の自己負担引き上げで国民に九兆円の負担増を強い、個人消費を全く冷え込ませてしまった結果であります。

それにもかかわらず、橋本内閣は、昨秋成立させた財政構造改革法に縛られて、平成十年度予算案として大変な緊縮予算を提出してまいりました。現今の厳しい景気状況を直視しない硬直的予算編成であり、景気対策上落第の予算と言わざるを得ません。

私どもは、大幅な減税を含む景気対策の要求を

繰り返し行つてきましたが、橋本総理を初め各閣僚は、あくまでも当初予算が最善との主張を変えませんでした。しかし、一方で与党幹部は、次々と五月雨式に、六兆円補正、十兆円経済対策、アナウンスなき政策転換と発言し、果ては当初予算成立直後の補正予算にまで言及するなど、国会外で補正予算編成の流れをつくつております。補正予算に言及すれば当初予算の修正を迫られることを恐れ、政府が口をつぐんでいられる一方で、与党に役割分担をさせ、アナウンスをさせる、こういったやり方は全くの国会軽視であり、極めて遺憾であります。

橋本内閣は、メンツを捨ててでも当初予算の修正に及び、明確な景気対策を打ち出すべきであつたことを強く申し上げます。

平和・改革の平成十年度予算に関する組み替え要求のうち、税制に関するものは、まず総額六兆円を超える規模の大幅減税の実施であります。具体的には、税率構造の緩和、諸控除の見直し等による二兆円を超える規模の所得税減税、四兆円規模の法人税減税、有価証券取引税、取引所税の撤廃などであります。

さらに、少子化対策として、就学前児童を特定扶養親族に追加する子育て減税の実施であります。

私どものこの予算組み替えの観点から、今回の法案の中身に言及をいたします。

法人税については、税率を引き下げ、地方税である法人事業税の税率引き下げと相まって、表面税率を四九・九八%から四六・三六%に引き下げております。しかし、景気対策からの観点に加え、現行の厳しい企業の事業環境を整える、国際的な税率水準に合わせるなどの観点から、表面税率を四〇%程度に引き下げる必要と認識しております。したがって、今回の法人税率の引き下げは、私どもの考える法人税改革と比べると大変中途半端と言わざるを得ません。

また、租税特別措置については、地価税の停止、土地等の譲渡益課税の軽減などは評価できるもの

の、有価証券取引税、取引所税は直ちに廃止し、株式取引の活性化を図るべきであり、今回の税率半減はやはり中途半端と言わざるを得ません。なお、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案については、平成十年度予算において特例公債発行がやむを得ない状況であることを勘案し、賛成をいたします。我が国の構造改革のためには税制の改革が不可欠であり、その意味で、今回の税制改正は、その方向としては一部評価できるものがあるものの、全体的には抜本的改革にはほど遠い内容であります。

一日も早く大幅な減税を実施し、景気対策に万全を期すことを重ねて求め、討論を終わります。

(拍手)

○村上委員長 次に、小池百合子君。

○小池委員 私は、自由党を代表し、法人税法等の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律案に反対する立場から討論をする前に、今回の日銀総裁、副総裁の任命手続における大きな瑕疵について強く抗議をいたします。我が国が法治国家である限り、法律は厳正に解釈されるべきものと考えます。

さて、両法律案に反対する最大の理由は、ともに、我が国が現在そして将来必要とする抜本的構造改革とはほど遠く、これまでも橋本政権がとってきた小手先で小出しの対応にすぎないからであります。

法人税改正では、減収額は初年度八千九百九十億円、課税ベースの拡大により実質三千二百六十億円の減税でしかありません。

自由党は、かねてより、連結納税制度を導入し、法人関係税の実効税率を一〇%引き下げ、四〇%とすることを主張してきました。産業界からも同様の要望が出ておりますが、グローバル化が加速する経済状況にあつては当然のことであり、少子・高齢化社会において、民間活力が最大限に発揮され、世界経済とも調和のとれる税体系の構築が急がれています。そのためには、課税ベース

の適正化もさることながら、国、地方を合わせた体系的な税制、行政、財政の構造改革が必要です。これこそが真の税・財政構造改革であります。法人課税とのバランス、グローバルスタンダードとのイコールフットリングを考慮し、所得税、住民税の最高限界税率を五〇%に引き下げ、税率の簡素化、フラット化を初めとする六兆円規模の大幅減税を断行すべきであります。

金融関係税制についても、我が国証券市場の空洞化を防ぎ、活性化を図るのが目的であれば、我々がかねてから主張しているように、有価証券取引税、取引所税は直ちに全廃すべきであります。

特に、有価証券取引税、取引所税は、キャピタルゲイン課税とあわせ、今後見直すとのことですが、本年四月一日から改正外為法が施行され、金融ビッグバンの第一波が始まるというのに、このような悠長な構えでは間に合うわけはありません。

また、阪神・淡路大震災への対応も、いまだ不十分であります。

橋本政権に決定的に欠けているのは、シビアな現状認識と真の将来展望、優先順位設定への手順、スピード感、責任の徹底追及、そして何よりも、みずからの政策ミスが今日の悲惨な経済状況をもたらしたという自覚であります。

景気認識を誤り、九兆円もの国民負担増を強行したかと思うと、突如季節外れの特別減税を行う。また、財政構造改革法を委員長の大立ち回りで無理やり通してみずからの手足を縛っておきながら、わずかの数カ月で修正の声を与党内で上がる。みずから胸を張って削った公共事業費について、選挙対策の一環としてか、大盤振る舞いが行われようとしています。これを支離滅裂のマッチポンプと言わずして何と申せましょう。すべて手順の間違い、政策の間違いです。

また、これまで税収中立を盾に法人税率等の引き下げにかなたくな姿勢を貫いてきた大蔵省の役割とは一体何だったのでしょうか。最後に、九七年度の国内総生産が第一次石油ショック以来二十三年ぶりに実質マイナス成長を

記録することが事実となった今、これまでの甘い現状認識を前提として計算された新年度予算にもはや整合性はありません。ましてや、本予算案を最善のものとして繰り返しながら、一方で事実上の補正予算案を口々に唱えるなど、支離滅裂もきまわれりといった様相を呈しています。

一刻も早く、これまでの失政を悔い改め、総責任者である橋本総理がみずから責任をとって退陣されること、むだな出費を伴わない最大の景気対策であることを強く主張いたします。

なお、平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例に関する法律案は、自由党の主張に沿うものであり、賛成いたします。

以上、両法案に反対する理由を申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木(憲)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の九八年度財政運営のための赤字公債発行の特例等法案、法人税法等の一部改正案、租税特別措置法等の一部改正案の三法案に対し、反対の討論を行います。

まず最初に、九八年度財政運営のための赤字公債発行の特例等法案についてです。

本法案に反対する第一の理由は、大企業への減税実施等のため、赤字国債の削減を政府自身の目標の約四分の一の三千四百億円にとどめ、七兆円を超える赤字国債の発行を認めていることです。

もともと赤字国債の発行は財政法に真っ向から違反しています。にもかかわらず、歴代の自民党政府は、建設国債とともに莫大な発行を続け、今日の深刻な財政危機を招きました。その責任は重大です。九八年度もゼネコン向け公共事業や軍事費などの浪費の構造を改めず、巨額の赤字国債を発行して、二〇〇三年度までに赤字国債発行をゼロにするという政府みずから決めた目標すら困難にしました。これが財政赤字をさらに膨らませ、ツケを国民に回すことになるのは必至です。その一方で、財政構造改革法に沿って、社会保障、教育、中小企業対策など、国民生活関連予算切り捨

てが強引に進められています。これは二重の意味で許しがたいものです。

第二に、四年連続繰り延べ、残高だけで二兆六千億円を超す厚生年金への国庫負担の繰り延べなど、隠れ借金で当面をごまかしたことです。国庫負担を先送りすることは、結局、膨大な赤字を含め、将来の国民負担増を招くことになることは必至です。

次に、法人税法等の一部改正案についてです。本法案に反対する第一の理由は、法人税の基本税率を三%引き下げで戦後最低の三四・五%にし、法人税だけで差し引き三千三百億円の減税を行うからです。

これは、先に税率引き下げありきとする財界の主張に屈したもので、恩恵を受けるのは専ら大企業であり、中小企業にはほとんど回りません。減税しても、大企業の内部留保積み増しや海外投資に向かうだけで、内需拡大に効果がありません。

一方、法人税率引き下げの見返りに三十三年ぶりに行う課税ベースの適正化は、引当金の縮小、廃止など、我が党が一貫して批判してきた大企業優遇措置について一定の是正をするものではありません。しかし、受取配当益金不算入、外国税額控除など国際課税制度、租税法の各種準備金、特別償却制度など、大企業優遇措置にはメスが入っていません。

政策減税としてのいわゆる教育減税の拡充、特別障害者の障害者控除、寝たきり老人を持つ世帯の扶養控除、通勤手当の非課税限度額引き上げなどについては、部分的措置とはいえ賛成です。しかし、我が党が要求していた二兆円の所得減税の恒久化を見送り、一時的な特別減税でお茶を濁していることは許せません。

以上の理由で、大企業減税を中心とする法人税法等改正案には反対です。

最後に、租税特別措置法等の一部改正案についてです。本法案に反対する第一の理由は、本法案が、市場活性化と日本版ビッグバン対応を口実に、有価

証券取引税等を半減して撤廃方向を打ち出す一方で、株式譲渡課税を金持ち優遇のまま温存、銀行持ち株会社の設立促進税制やストックオプション税制の本格化などを盛り込んだ金融・証券税制の大幅改正が、同業界等の要求にこたえた大企業、金持ち優遇の不公平税制の拡大にほかならないからです。

第二に、景気づけに人等を口実に、地価税の課税停止、法人の土地譲渡益追加課税の全面的取りやめ、事業用資産の買い替え特例の大幅緩和など、バブル以前の水準に戻すことを主眼にした土地税制の抜本見直しは、土地流動化につながる保証もなく、バブルを引き起こした大企業、大銀行の負担軽減、救済だけをねらったものです。譲渡損失の繰越控除創設など住宅税制も、専ら金持ち優遇のそしりを免れません。

第三に、廃止が一件にとどまるなど企業関係特別措置にはほとんど手をつけない一方で、CP、コーポラルペーパーの軽減税率の適用拡大、中部国際空港建設推進など、大企業優遇となる措置も拡大していることです。七十八兆円もの五カ年計画とセプトに道路建設の自動膨張装置、道路特定財源制度を温存していることも容認できません。その一方で、中小企業の交際費課税を強化しています。

阪神・淡路大震災の被災者対策、福祉・環境対策などの一定の税制措置、沖縄経済振興のための思い切った措置などには賛成です。中心市街地活性化税制は、大店法廃止の見返り措置とはいえ、それ自身には賛成します。

以上、租税特別措置法等改正案には、一部賛成できる内容もありますが、全体として大企業優遇を強めるものであり、反対することを表明し、私の三法案に対する反対討論を終わります。(拍手)

○村上委員長 これにて討論は終局いたしました。○村上委員長 これより採決に入ります。まず、平成十年度における財政運営のための公

債の発行の特例等に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、法人税法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、租税特別措置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○村上委員長 ただいま議決いたしました法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対し、坂井隆憲君外四名から、自由民主党・民友連・平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を求めます。谷口隆義君

○谷口委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました。案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

法人税法等の一部を改正する法律案及び租税特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 現下の厳しい経済・財政の現状にかんがみ、財政構造の改革に努めるとともに、歳入の根幹をなす税制に対する国民の理解と信頼を確保する観点から、所得課税のあり方等を

含め、引き続き、検討すること。

一 企業活力の一層の活性化や新規産業の創出等を促す観点から、国・地方を通じた法人の税負担のあり方について、引き続き、検討を行うこと。

一 租税特別措置については、政策目的、政策効果、利用状況等を勘案しつつ、今後とも一層の整理・合理化を推進すること。

一 変動する納税環境・業務の一層の複雑化・国際化・情報化、更には制度改正等に伴う事務量の増大にかんがみ、複雑・困難であり、かつ、高度の専門知識を要する職務に従事する国税職員について、税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、今後とも処遇の改善、定員の確保及び機構・職場環境の充実に特段の努力を行うこと。

一 高度情報化社会の急速な進展により、経済取引の広域化・複雑化が進む状況下で、従来にも増して税務執行体制の整備が求められることから、事務の一層の機械化促進に特段の努力を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛成賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○村上委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村上委員長 起立多数。よって、両案に対し附帯決議を付すことに決しました。

本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。大蔵大臣松永光君。

○松永国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○村上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村上委員長 次回は、来る二十四日火曜日午前八時四十五分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時十八分散会

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(平成八年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「財産が」を「財産(当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに第十二条第六号及び第七号において同じ。)が」に改める。

第六条第三項中「(第十三条第一項の規定により緊急金融安定化基金に充てた納付金の額を除く。)」を削る。

第八条中「及び第二十四条」を「、第十七条第二項及び第二十四条第二項」に、「場合において」を「場合における」に改め、「金額の」の下に「二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額の全部又は」を加え、

「同条第二項」を「同項」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二 この条の規定に基づき機構が債権処理会社に対して既に交付した助成金の額から第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に対して既に納付した金額を控除した金額

第十二条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 債権処理会社は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて預金保険法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託しないこと。

第十二条第十号を次のように改める。

十 債権処理会社は、毎事業年度、次に掲げる金額の当該事業年度の合計額が、第八条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の当該事業年度の合計額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する金額を、当該金額とこの号の規定により既に納付した金額との合計額が第七條第一項又は第八条の規定により交付された助成金の額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

イ 第七條第一項に規定する特定住宅金融専門会社の債権処理に要する財源のうち第一号の契約により債権処理会社が支援するものについて同項の規定による助成金の交付を受けた場合において、譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収が行われたことその他の政令で定める事由により利益が生じたときにおける当該利益の金額として政令で定める金額

ロ 譲受債権等のそれぞれにつき第八条に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部

の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときに、おける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額

第十二条第十号を削る。

第十三条を次のように改める。

(債権処理会社からの納付金の処理)

第十三条 機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十七条中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

二 機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者に対する譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産(以下この項において「担保不動産」という。)に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一 当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二 当該担保不動産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

第二十四条第二項中「に係る損失で」を「のそれぞれにつき」、「ものが生じた場合には」を「損失が生じた場合における当該損失の金額」として同条に規定する政令で定める金額の二分の一に相当する金額の合計額が、次に掲げる金額の合計額を超えるときは」に、「譲受債権等に係る損失の金額」として同条に規定する政令で定める金額の二分の一を「その超える部分の金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十二条第十号イ及びロに掲げる金額の合計額

二 この項の規定により政府が機構に対して既に交付した補助金の額の合計額から第十三条の規定により機構が既に国庫に納付した金額を控除した金額

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第十二条第十号及び第十三条の規定は、それぞれ債権処理会社(同条に規定する債権処理会社をいう。以下同じ。)の平成十年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度(次項において「適用開始年度」という。)以後の事業年度に係る債権処理会社から預金保険機構(以下「機構」という。)への納付及び当該納付に係る機構から国庫への納付について適用する。

2 債権処理会社が、譲受債権等(改正前の特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法(以下「旧法」という。)第八条に規定する譲受債権等をいう。)につき適用開始年度の開始の日からこの法律の施行の日までの間(以下この項において「経過期間」という。)に生じた旧法第十二条第十号に規定する利益について同号の規定により機構に納付を

の回収が行われたことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときに、おける当該減少をした損失の金額として政令で定める金額に政令で定める割合を乗じて得た金額

第十三条 機構は、債権処理会社から前条第十号の規定による納付を受けたときは、政令で定めるところにより、当該納付を受けた金額に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

第十七条中「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

二 機構の職員は、第三条第一項第六号に掲げる業務を行う場合において必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該債務者に対する譲受債権等に係る債権の担保として第三者から提供を受けている不動産(以下この項において「担保不動産」という。)に立ち入り、若しくは当該担保不動産の現況の確認をし、又は次に掲げる者に当該担保不動産について質問し、若しくは当該担保不動産に関する帳簿等の提示及び当該帳簿等についての説明を求めることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

一 当該担保不動産の所有者及びその者から当該担保不動産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

二 当該担保不動産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

第十九条に次の一項を加える。

2 第十二条第七号の二に規定する協定銀行は、債権処理会社から同号の規定に基づき譲受債権等に係る債権の取立ての委託を受けたときは、債権処理会社のために自己の名をもって、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判

した金額がある場合には、機構は、当該納付を受けた金額のうち経過期間に生じた旧法第八条に規定する損失の金額として政令で定める金額の合計額の二分の一に相当する金額（当該金額が当該納付を受けた金額を超えるときは、当該納付を受けた金額に相当する金額）を債権処理会社に返還するものとする。

3 旧法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額（前項の規定により機構が債権処理会社に返還をする金額がある場合には、当該返還をする金額を控除した金額）及び旧法第十三条第二項の規定により機構が国庫に納付をした金額は、それぞれ新法第十二条第十号の規定により債権処理会社が機構に納付をした金額及び新法第十三条の規定により機構が国庫に納付をした金額とみなす。

4 第二項の規定により債権処理会社に返還される金額がある場合における新法第十二条第十号及び第十三条の規定の適用に係る計算の特例は、政令で定める。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

債権処理会社が譲り受けた住宅金融専門会社の貸付債権等の処理の促進を図るため、その回収等に伴う利益と損失を相互に調整する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。